

「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第4次)(案)」に対して
 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメント等の実施結果

令和4年12月21日(水)から令和5年1月23日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第4次)(案)」についての意見・情報の募集を行った結果、3者から計9件の意見・情報が寄せられました。

また、並行して市町および近隣府県等に対する意見聴取を行った結果、4市町2府県から計7件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとされています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町等
概要版	2	0
1 計画策定の背景および目的	1	0
2 保護すべき鳥獣の種類	0	0
3 計画の期間	0	0
4 分布状況と計画の実施区域	0	0
5 現況	0	0
6 第3次計画期間中の取組評価	1	0
7 保護の目的と施策	3	1
8 人身被害の回避と生活環境被害・林業被害の低減のために	0	0
9 その他保護のために必要な事項	0	0
10 参考文献	0	0
その他の意見等	2	0
形式的な意見等	0	6
合計	9	7

3 これまでの経過

- 令和4年 7月 5日 滋賀県環境審議会への諮問
- 9月 30日 滋賀県環境審議会自然環境部会 素案の審議
- 10月 7日 環境・農水常任委員会へ素案の報告
- 11月 24日 環境審議会自然環境部会 答申案の審議
- 12月 5日 滋賀県環境審議会から答申
- 12月 14日 環境・農水常任委員会へ計画(案)に対する意見・情報の募集について報告
- 令和4年12月21日 県民政策コメントの実施、市町等へ計画(案)に対する意見照会
- ～令和5年 1月23日

4 今後の予定

- 令和5年3月下旬 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第4次)策定・公表

県民政策コメント等で寄せられた主な意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する考え方
1 計画策定の背景および目的		
1	<p>計画案中の「本計画は、滋賀県に分布するツキノワグマの地域個体群の安定維持を図るとともに、人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減により、人間とツキノワグマの軋轢の回避・低減を図ることを目的とする。」との記載について、「本計画は、滋賀県に分布するツキノワグマの地域個体群の安定維持を図ることを目的とする。」に変更すべき。</p> <p>「軋轢」は広辞苑によると「人同士の仲が悪い」とあり、「人とクマの関係」を表現するのは不適切である。</p> <p>また、「人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減」については、目的ではなく方策手段とすべき内容である。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「本計画は、滋賀県に分布するツキノワグマの地域個体群の安定維持を図ること、ならびに人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減を図ることを目的とする。」と修正し、「人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減」についても目的としていることを明確にします。</p> <p>なお、「軋轢」との表現は、クマによる被害等が生じている場合の人間との関係を指す表現として、第3次計画を含め、広く用いられてきており、本計画案においても他の箇所でも引き続き用いることとします。</p>
5 現状		
2	<p>石川県の推定生息数等について、次のとおり修正すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 推定生息数の修正： 90%信頼区間 <u>440～3,643頭</u>（中央値 <u>1,201頭</u>） 備考欄の修正： 第3期管理計画（令和4年3月策定）より 	<p>ご意見を踏まえて、石川県の推定生息数等について、修正します。</p>
6 第3次計画期間中の取組評価		
3	<p>計画案中の「クマによる農業被害等は軽微であるが、養蜂における被害が報告されており、クマの誘引性が高く注意が必要であることを周知していく必要がある。」との記載について、養蜂における具体的な対策として、クマ用電気柵の設置を推奨する。</p>	<p>第3次計画に基づき作成されている、クマの出没等についての関係機関等の対応方針「ツキノワグマ出没対応マニュアル」では、クマの出没を予防するための具体的な対策の例として、養蜂箱を電気柵で囲むことを取り上げ、設置を推奨しています。なお、第4次計画に基づき同マニュアルも改訂予定ですが、同様の記載を残すこととしています。</p>
7 保護の目標と施策		
4	<p>滋賀県内のクマの保護はもちろん、東日本、西日本、紀伊半島のクマが自由に行き来できる滋賀県の環境保護政策、活動が重要であり、計画的に保護していく必要があると思う。</p>	<p>全国的な視点からも、滋賀県内において、クマやその生息地の保全に努めてまいります。</p>
5	<p>クマの目撃情報については、住民の慣れにより報告されない場合も少なくなく、実際には多くの出没があると考えます。</p> <p>このようなことから、人身等被害を未然に防ぐため、狩猟による捕獲の自粛要請を取りやめ、一定数の捕獲を進めてほしい。</p>	<p>クマの目撃情報については、関係市町とも連携し、住民に積極的な情報提供を呼び掛け、実態把握に努めてまいります。</p> <p>滋賀県内のクマは近隣府県と比べて生息数が少ないこと、東日本および西日本、紀伊半島の個体群との遺伝的な交流があり全国的な視点からも特別な配慮が必要なこと等から、保護のため、引き続き狩猟団体に狩猟の自粛を要請することとしています。この方針については、狩猟団体からも御理解をいただいています。</p>
6	<p>計画案中の「しかし、人の安全を最優先とし、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺を行うことも検討する。」の記載について、表現が曖昧であり、安易な捕殺が行われかねないので、この一文は削除するべきである。</p>	<p>人の安全を確保する観点から原文のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第4次計画の策定に合わせて、クマの出没等についての関係機関等の対応方針「ツキノワグマ出没対応マニュアル」や関連通知を改訂し、捕殺を検討せざるを得ない緊急性が高い</p>

		ケースやその際の対応について具体的に整理することとしています。
その他		
7	琵琶湖の安定的な水質水量の為にも、森林関係所属とも連携して、奥山（クマの生息地）を保護し、今後もクマを頂点とする滋賀の生きものと、その生息地を確保・維持してほしい。	引き続き、クマを含む多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりに努めてまいります。
8	<p>錯誤捕獲された個体の放獣は大変な労力を要することから、その防止の徹底が重要であると考えられる。</p> <p>放獣に当たり、麻酔による不動化を行うための資格を持っている専門業者等もいるため、滋賀県においてもそうした体制の整備等を進めてはどうか。</p> <p>また、先進県への研修に行くことなど検討してはどうか。</p>	<p>クマが食べない誘引餌を用いるなどの錯誤捕獲を防止するための取組について、狩猟者等に対して引き続き周知を図ってまいります。</p> <p>滋賀県では、一般の狩猟者等がクマを錯誤捕獲した場合は、県と市町が連携して、麻酔により不動化した上で、放獣を行っています。</p> <p>引き続き先進事例の収集等にも努めてまいります。</p>



滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次計画）の概要

目的

滋賀県においてクマは存続基盤が脆弱な希少種であるとともに、滋賀県内の生息地は東日本と西日本の個体群の分布の重要な中継地点となっている。一方で、クマは人間との軋轢がある動物である。以上を踏まえて、次の目的の達成のための施策を実施する。

- ・ 地域個体群の安定的維持
- ・ 人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減

概要

○ 計画期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

○ 県内の分布状況

白山・奥美濃地域個体群と北近畿東部地域個体群に属する個体群が、湖北および湖西にそれぞれ分布している。また、少ないながらも鈴鹿山脈等においてクマの出没が確認されている。

○ 県内の生息数

【湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）】

- ・ 推定生息数：164頭（90%信頼区間 63～266頭）
- ・ 第3次計画策定時と比較して顕著な増減は認められず、横ばい傾向と推定。

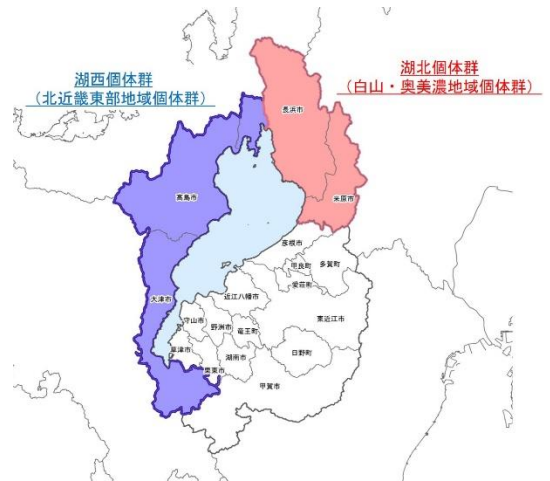
【湖西個体群（北近畿東部地域個体群）】

- ・ 推定生息数：152頭（90%信頼区間 58～246頭）
- ・ 第3次計画策定時と比較して顕著な増減は認められず、横ばい傾向と推定。

【その他の地域の個体】

- ・ 引き続き目撃情報の収集等により実態把握に努める。

○ 地域個体群ごとの生息数と県内の保護の施策



地域個体群全体について	県内の個体群について
1. 白山・奥美濃地域個体群 （石川、福井、岐阜、滋賀（※富山を除く）の合計） 推定生息数：約 <u>1,100～6,900頭</u> → <u>個体数水準4相当</u>	湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群） ① 年間総捕獲数上限： 県内推定生息数 <u>164頭</u> （90%信頼区間 63～266頭）の12%、 <u>20頭</u> （26頭→20頭）とする。 ② 狩猟：自粛を継続（捕獲した場合には報告が必要）。
2. 北近畿東部地域個体群 （福井、京都、滋賀の合計） 推定生息数：約 <u>900～1,100頭</u> → <u>個体数水準3～4相当</u>	湖西個体群（北近畿東部地域個体群） ① 年間総捕獲数上限： 県内推定生息数 <u>152頭</u> （90%信頼区間 58～246頭）の8%、 <u>12頭</u> （8頭→12頭）とする。 ② 狩猟：自粛を継続（捕獲した場合は報告が必要）。

○ 被害防除の施策

(1) 人身被害の回避・生活環境被害等の低減

- ・人の生活域においては、人の安全を最優先とする。
- ・引き続き「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に基づき、県、市町、警察、住民等の関係者が次の①～③の段階における対応を行う。
- ・環境省の基本指針に基づき、錯誤捕獲個体については原則として放獣を行う。しかし、人の安全を最優先とし、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺を行うことも検討する。
- ① 予防対応（クマと人間が遭遇することがないように事前に行う対応）
- ② 一般対応（集落内などでクマの目撃があり、当面人身被害の危険性が小さい場合の対応）
- ③ 緊急対応（人身被害を発生させる恐れが高く緊急性のある場合にとる対応）

(2) 普及啓発

- ・クマに対する正しい知識を身につけ、適切な対応をとることができるよう、クマの生態や出没の状況について普及啓発を行う。また、被害を防止するため、市町等と連携・協力し、クマの出没が少ない地域も含め、地域住民に対してクマの生態や出没などについての情報提供を行う。

(3) 生息環境管理

- ・生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりに引き続き努める。
- ・人間の生活域へのクマなどの侵入を防ぐ心理的障壁とするため、林縁部の整備を行うなど、隠れ場のない緩衝地帯を設けるよう引き続き努める。

(4) 林業被害対策

- ・間伐等の森林整備事業に併せテープ巻による被害防除対策を進める。

(5) 関係府県等との連携・協力

- ・白山・奥美濃地域個体群および北近畿東部地域個体群は、近隣府県に生息するものも含めると全体として生息数が増加傾向にあることから、関係府県および環境省との一層の連携・協力を図る。

○ その他保護のために必要な事項

・モニタリングの実施

県は市町等関係機関と連携の上、生息状況、被害発生状況、被害防除実施状況、捕獲状況のモニタリングを実施し、その結果を保護の方針に反映する。

・堅果類の豊凶状況調査と注意喚起の実施

県は、クマの出没予測に資するため、毎年堅果類の豊凶調査を実施し、クマの大量出没の危険性があると判断された年には、可能な限り早期にその情報を発信し、広く注意喚起を行う。

○ 計画の実施体制

・実施体制の整備

県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める。



滋賀県ツキノワグマ 第一種特定鳥獣保護計画（第4次） （案）

令和●年●月

滋賀県

目次

1	計画策定の背景および目的.....	1
1-1	背景.....	1
1-2	目的.....	2
2	保護すべき鳥獣の種類.....	2
3	計画の期間.....	2
4	分布状況と計画の実施区域.....	2
4-1	滋賀県を取り巻く分布状況.....	2
4-2	滋賀県内の分布状況.....	3
4-3	個体群の区分の考え方について.....	4
5	現状.....	6
5-1	生息環境.....	6
5-2	推定生息数.....	8
5-3	出没状況.....	10
5-3-1	過去5年間の目撃情報.....	10
5-3-2	目撃等の情報に係る考察.....	15
5-4	捕獲状況.....	23
5-5	被害状況.....	24
5-5-1	人身被害、生活環境被害等.....	24
5-5-2	林業被害.....	27
5-5-3	農業被害等.....	29
6	第3次計画期間中の取組評価.....	29
6-1	個体数管理.....	29
6-1-1	現状.....	29
6-1-2	評価および課題.....	29
6-2	被害防除.....	30
6-2-1	現状.....	30
6-2-2	評価および課題.....	30
6-3	生息環境整備.....	32
6-3-1	現状.....	32
6-3-2	評価および課題.....	32
7	保護の目標と施策.....	33
7-1	白山・奥美濃地域個体群.....	33
7-1-1	目標.....	33

7-1-2 施策	33
7-2 北近畿東部地域個体群	34
7-2-1 目標	34
7-2-2 施策	34
7-3 その他の地域の個体	34
8 人身被害の回避と生活環境被害・林業被害の低減のために	35
8-1 人身被害および生活環境被害	35
8-2 普及啓発について	35
8-3 林業被害対策	35
8-4 森林の保全・整備	35
8-5 生息域の連続性の確保	36
8-6 関係府県等との連携・協力	36
9 その他保護のために必要な事項	37
9-1 モニタリングの実施	37
9-1-1 生息状況	37
9-1-2 被害発生状況	37
9-1-3 被害防除実施状況	37
9-1-4 捕獲状況	37
9-1-5 堅果類の豊凶状況調査とその情報の発信	38
9-2 計画の実施体制	38
9-2-1 実施体制の整備について	38
9-2-2 合意形成について	38
9-2-3 計画の見直しについて	38
10 参考文献	39

1 計画策定の背景および目的

1-1 背景

ツキノワグマは本州最大の陸上哺乳類で、森林帯に生息しており、その活動域は広範囲におよぶ。また、その食性は植物食に偏った雑食性で季節ごとに様々な植物を利用している。これは、ツキノワグマが森林内の多くの生物と関わっていることを示しており、その生活が生息地の生態系に大きな影響を与えている。そのため、ツキノワグマは生息地における生態系の豊かさを示す指標種とされ、また、森林の生態系の頂点に立つ存在であることから「森の王者」とも言われる。ツキノワグマは古くから民話や祭礼等に登場し、日本の文化と一体となって人と共存してきた歴史がある。このようなツキノワグマを保護することは、人間が将来にわたり豊かな生態系サービスを楽しむことにもつながるものである。

滋賀県においてツキノワグマは、近隣府県と比較して生息数が少なく、環境条件が変化すると存続が危ぶまれる脆弱な種であることから、「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック 2020 年版）」では、希少種（県内において存続基盤が脆弱な種）と評価されている。また、滋賀県に生息するツキノワグマは、東日本の安定的な個体群と、西日本の回復傾向にあるが生息域が分断された個体群の中継地点に生息している。そのため、滋賀県においてツキノワグマを保護し、その生息地を保全することは、両個体群の連続性を保つうえで重要であると言える。しかし、ツキノワグマの生息適地である広葉樹林は、かつての拡大造林などにより減少したことや、滋賀県における主な生息地である湖北地域と湖西地域の連続部にあたる山塊が狭いことなどから、生息地の保全や連続性の確保についての配慮が必要である。

一方、滋賀県においては、人間の生活圏においてツキノワグマの目撃が毎年一定数報告されており、住民に被害が及んだ人身被害の事例もある。また、ツキノワグマによる針葉樹の剥皮により、森林被害が生じている。このように、ツキノワグマは人間との軋轢のある動物であり、ツキノワグマの保護と、人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減の両立が図られる必要がある。

滋賀県では、平成 24 年 4 月に滋賀県ツキノワグマ特定鳥獣保護管理計画を策定した。その後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、平成 27 年 5 月に第 2 次滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画を策定した。続いて、平成 30 年 3 月に第 2 次計画の計画期間終了に伴い、第 3 次滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画を策定した。今般、令和 5 年 3 月 31 日に第 3 次計画の計画期間が終了することから、次の目的のため、本計画を策定することとした。

1 1-2 目的

2 本計画は、滋賀県に分布するツキノワグマの地域個体群の安定維持を図ること、ならび
3 に人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減を図ることを目的とする。

4
5 2 保護すべき鳥獣の種類

6 ツキノワグマ（以下「クマ」という。）

7
8 3 計画の期間

9 令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日

10 ただし、生息数のモニタリング結果等を踏まえ、必要があると認めるときは計画期間に
11 かかわらず見直しを行う。

12
13 4 分布状況と計画の実施区域

14 県全域を計画の区域とするが、具体的な保護にあたっては、「白山・奥美濃地域個体
15 群」、「北近畿東部地域個体群」、「その他の地域の個体」に区分して実施する。

16 4-1 滋賀県を取り巻く分布状況

17 滋賀県に生息するクマが属するとされる2つの地域個体群の境界部分である北部の山城
18 は琵琶湖と日本海の間に位置し、地勢的に非常に狭くなっているため、クマの移動ルート
19 は地理的に制限されていると推測される。遺伝学的研究によると、琵琶湖北部から福井県
20 敦賀湾にかけてのライン（敦賀・西浅井ライン）でクマの地域個体群が分かれていること
21 が示されている。また、「近畿北部地域個体群」は、京都府を流れる由良川によって東西
22 （「北近畿東部地域個体群」および「北近畿西部地域個体群」）に分かれることも示されて
23 いる（Ishibashi and Saitoh, 2004）。

24 全国的に見ると滋賀県以西のクマの地域個体群は連続している個体群が少なく、孤立し
25 ている地域個体群が多く分布している（図1）。その遺伝的多様性が滋賀県以東の地域個
26 体群に比べて乏しいため、個体群保全の配慮が求められている。個体群保全のためには、
27 東西の個体の移動経路を確保することが重要となり、滋賀県北部は中継地点として重要な
28 地域となっている。また、環境省において絶滅のおそれのある地域個体群とされている紀
29 伊半島のクマの保護においても、滋賀県は中継地点として重要な位置を占めると考えられ
30 ている。

31

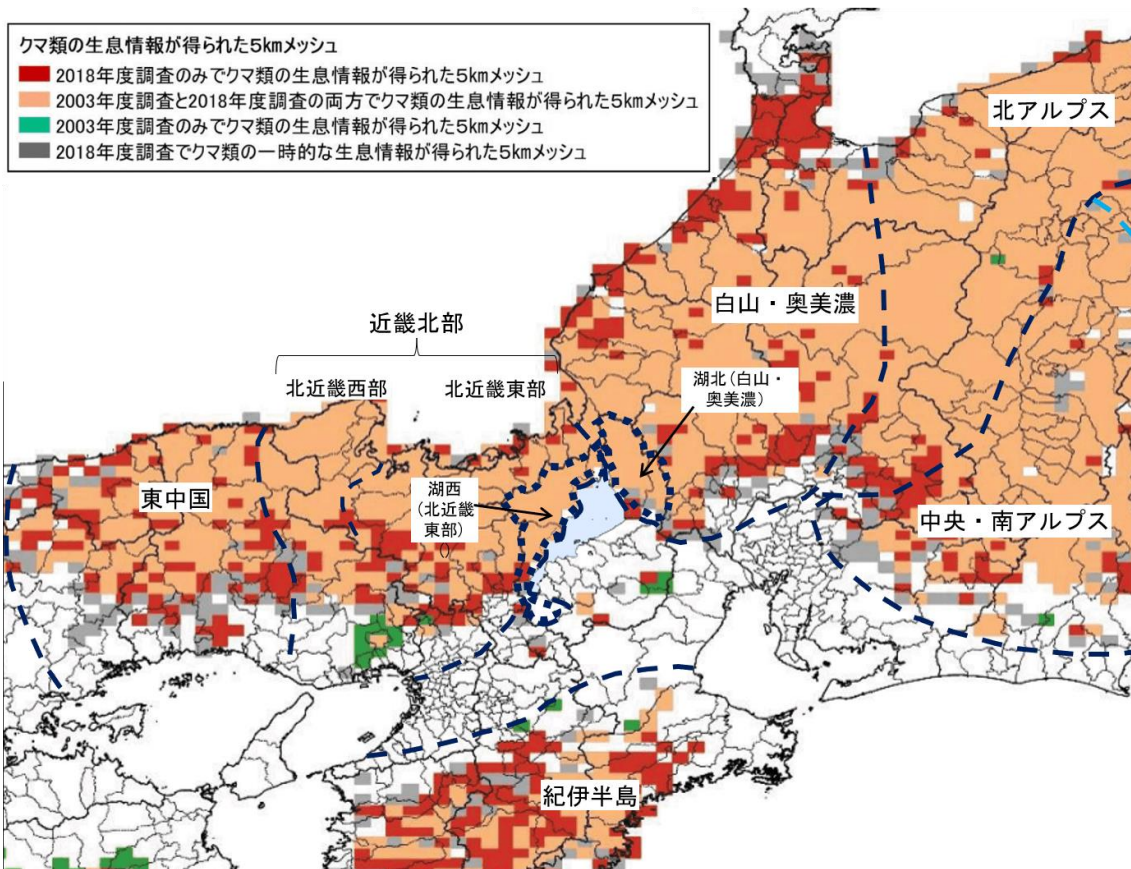


図1 クマの保護管理ユニットおよび生息情報

平成30年度(2018年度)中大型哺乳類分布調査報告書 クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ(環境省自然環境局生物多様性センター 2019)より作成。

4-2 滋賀県内の分布状況

環境省が実施した中大型哺乳類分布調査(平成30年度)によれば、滋賀県におけるクマの分布域は、大津・志賀地域から湖西地域を経て湖北地域に広がり、主に伊吹山地から野坂山地にかけての山地帯に広がる(図1)。また、鈴鹿山脈等においても一部の地域でクマの生息が確認されている。

1 4-3 個体群の区分の考え方について

2 本計画では、生態学的見地から、ある地域における同一種個体のすべてを含んだ単位と
3 して「個体群」を用い、そのうち遺伝的特異性が認められた個体群を「地域個体群」と定
4 義して扱う。

5 東日本と西日本のクマは、琵琶湖と日本海にはさまれる狭窄部で遺伝的に分けられてい
6 ることが知られている (Ohnishi *et. al* 2009)。「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガ
7 イドライン(クマ類編)2010年3月」では、富山県・石川県・福井県・岐阜県・滋賀県に
8 かけて分布している「白山・奥美濃地域個体群」と福井県・滋賀県・京都府にかけて分布
9 している「北近畿東部地域個体群」の境界線を北陸自動車道とされていたことから、これ
10 に近い行政区である旧西浅井町と旧余呉町および旧木之本町の境界線を両地域個体群の境
11 界線とする。

12 また、富山県・石川県・福井県・岐阜県・滋賀県にかけて分布している「白山・奥美濃
13 地域個体群」のうち、県内に生息する個体群(米原市および長浜市(合併前の旧西浅井町
14 と旧余呉町および旧木之本町の境界線の東側)に生息する個体群)を「湖北個体群(白
15 山・奥美濃地域個体群)」とするとともに、福井県・滋賀県・京都府にかけて分布してい
16 る「北近畿東部地域個体群」のうち、県内に生息する個体群(長浜市(合併前の旧西浅井
17 町と旧余呉町および旧木之本町の境界線の西側)および高島市、大津市に生息する個体
18 群)を「湖西個体群(北近畿東部地域個体群)」とし、近隣府県を含む地域個体群全体と
19 県内に生息する個体群を区別して取り扱う(図1、図2、表1)。

20 滋賀県においては、これらの地域以外に、少ないながらも鈴鹿山脈等においてクマが目
21 撃されている。当該地域においては、2017年度(平成29年度)から2021年度(令和3年
22 度)までの過去5年間における目撃件数が13件と少なく、生息数は極めて少ないと考え
23 られるとともに、当該地域において目撃されるクマがどの地域個体群に属するのか遺伝的
24 知見が明らかになっていないことから、鈴鹿山脈等における個体については「その他の地
25 域の個体」として取り扱う。

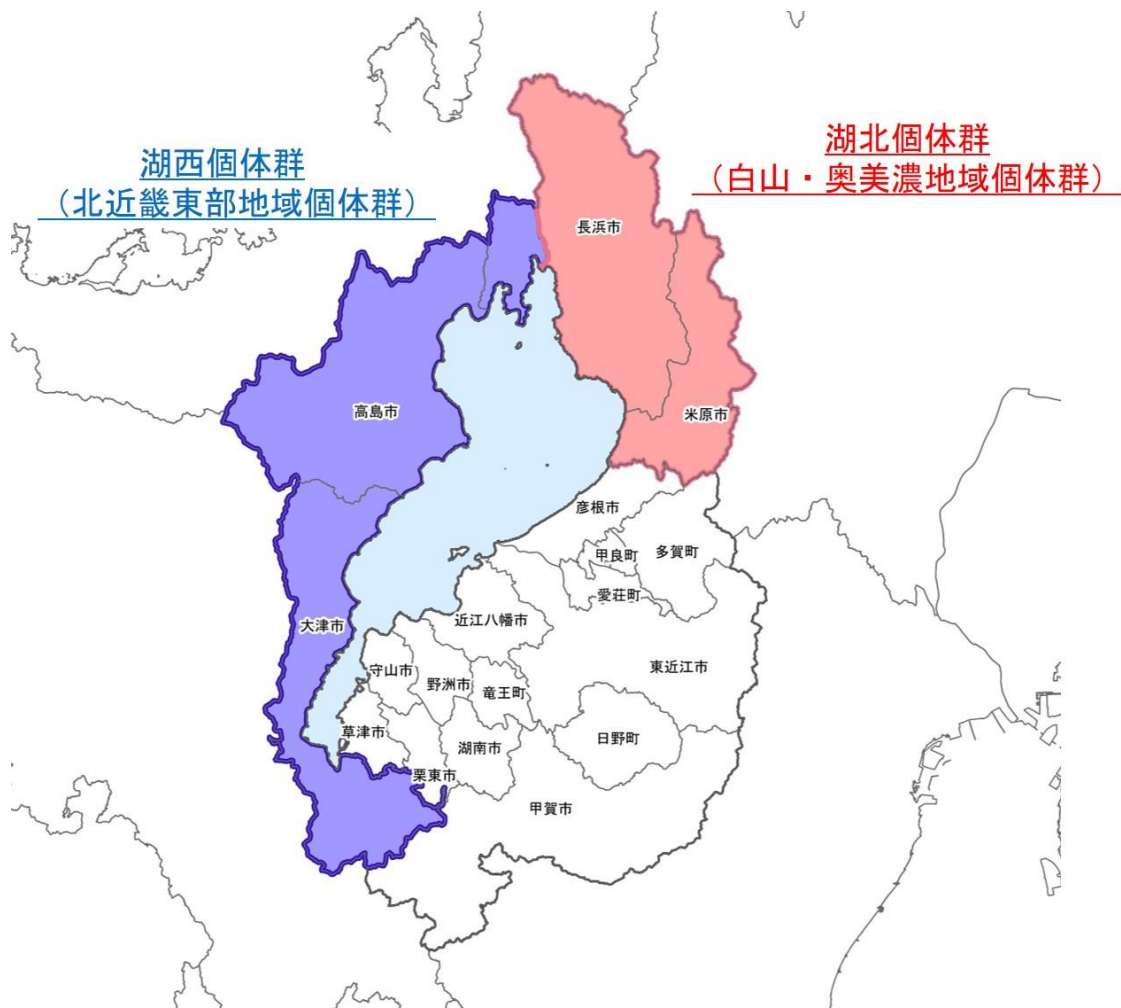


図2 滋賀県における保護および管理の区分

表1 クマの分布と行政区分

名称	関係市町
湖北個体群 (白山・奥美濃地域個体群)	米原市
	長浜市 (合併前の旧西浅井町と旧余呉町および旧木之本町の境界線の東側)
湖西個体群 (北近畿東部地域個体群)	長浜市 (合併前の旧西浅井町と旧余呉町および旧木之本町の境界線の西側)
	高島市
	大津市
その他の地域の個体	彦根市、甲賀市、東近江市、日野町、愛荘町、甲良町、多賀町など

1
2
3
4
5

6

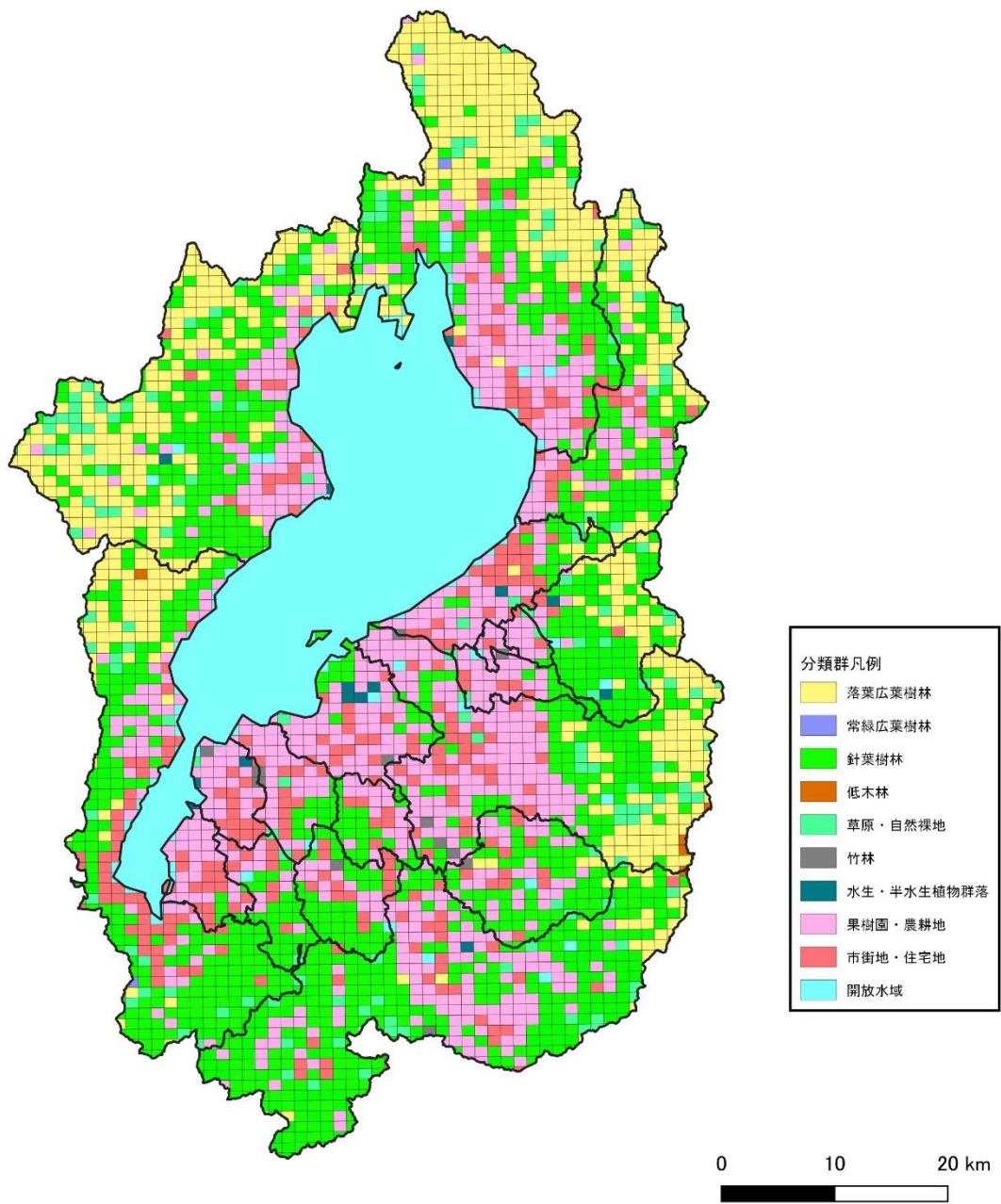
1 5 現状

2 5-1 生息環境

3 滋賀県の県土面積は 4,017k m²であり、うち森林面積は 2,015k m²と約半分を占める（令
4 和 2 年度）。

5 クマは森林性の動物であり、ドングリなどの堅果類を主たるエサ資源として利用してい
6 るため、広葉樹林が生息適地となる。令和 2 年度の滋賀県森林・林業統計要覧によると、
7 滋賀県の森林面積のうち広葉樹林は約 33%であり、針葉樹林の割合は約 55%となってい
8 る。

9 滋賀県における広葉樹林の分布域は、大津・高島地域の比良山地から野坂山地を経て、
10 湖北地域の伊吹山地となっており、湖東地域の鈴鹿山脈等にも一分布する。この広葉樹
11 林の分布域は、ほぼクマの分布域と重なっており、滋賀県においても広葉樹林がクマの重
12 要な生息域となっていることが見て取れる（図 1、図 3）。



1
2
3
4

図3 滋賀県の植生（第5回自然環境保全基礎調査より引用）

1 5-2 推定生息数

2 各地域個体群に属する県内の生息数は、平成16年度以降から実施されているヘアトラ
3 ップ調査（有刺鉄線等によりクマの体毛を採取し、遺伝子情報による個体識別を行う調
4 査）によって得られたデータから推計している。

5 第2次計画における推定では、湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）は176～231
6 頭、湖西個体群（北近畿東部地域個体群）は52～133頭と推定されている。また、第3次
7 計画における推定では、湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）は120～327頭、湖西個
8 体群（北近畿東部地域個体群）は62～140頭と推定されている。なお、その他の地域の個
9 体の生息数は推定されていない。

10 直近では、湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）は63～266頭、湖西個体群（北近畿
11 東部地域個体群）は58～246頭と推定された（表2）。また、推定値の推移を踏まえる
12 と、滋賀県内においては、湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）および湖西個体群（北
13 近畿東部地域個体群）のいずれについても、第3次計画策定時から推定生息数に顕著な増
14 減はなく、横ばい傾向にあると考えられる。

15 2015年（平成27年）5月に、クマの出没が少ない多賀町において人身被害が発生した
16 ことから、鈴鹿山脈のクマの生息状況を把握するため、2015年度（平成27年度）から
17 2021年度（令和元年度）にかけて、カメラトラップ調査を夏季から秋季に行った。2017
18 年度（平成29年度）は彦根市、多賀町、東近江市、日野町内の25地点のうち東近江市お
19 よび多賀町の2地点でそれぞれ1頭ずつ撮影された。2018年度（平成30年度）は彦根
20 市、多賀町、東近江市、多賀市の13地点のうち彦根市で1頭が撮影された。2019年度
21 （令和元年度）は彦根市、東近江市、日野町の14地点のうち多賀町で1頭が撮影され
22 た。また、5年間の調査を通じて、人の往来の多い地点での撮影はなかった。これらのこ
23 とから鈴鹿山脈等に生息するクマの生息数は極めて少ないものと考えられるが、継続的な
24 目撃情報の収集等により、実態把握に努める必要がある。

25
26 表2 滋賀県におけるクマの推定生息数（直近の状況）

	Lincoln-Petersen 法	空間明示型標識再捕獲モデル（参考）
湖北個体群 （白山・奥美濃地域 個体群）	164 頭 （90%信頼区間 63～266 頭）	平均値 181 （90%信用区間 65～404 頭）
湖西個体群 （北近畿東部地域 個体群）	152 頭 （90%信頼区間 58～246 頭）	平均値 167 （90%信用区間 60～374 頭）

備考

使用データ：
前期 2016 年度・2019 年度
後期 2021 年度

使用データ：2019 年度・2021 年度

1
2
3
4
5
6
7

滋賀県および関係府県における推定生息数を踏まえ、富山県・石川県・福井県・岐阜県・滋賀の5県にまたがるユニットである白山・奥美濃地域個体群、福井県・滋賀県・京都府の3府県にまたがるユニットである北近畿東部地域個体群の推定生息数について、表3および表4に示す。また、「個体数水準」の評価区分を表5に示す。

表3 白山・奥美濃地域個体群に属するクマの推定生息数

県	推定生息数	備考
富山	約 1,460 頭	第4期管理計画（令和4年3月策定）の北アルプス地域個体群も含む全県の推定生息数より
石川	90%信頼区間 440～ 3,643 頭 (中央値 1,201)	第3期管理計画（令和4年3月策定）より
福井	約 800 頭 (370～800 頭)	第3期保護計画（令和4年3月策定）より
岐阜	中央値 553 頭 (90%信頼 区間 236～2,172 頭)	第2期管理計画（平成31年3月策定）より
滋賀	164 頭 (90%信頼区間 63～266 頭)	
合計	約 1,100～6,900 頭	富山県の値を除く（推定生息数が北アルプス地域個体群も含む全県の値であるため）

8
9

表4 北近畿東部地域個体群に属するクマの推定生息数

府県	推定生息数	備考
京都	約 650 頭	第4期管理計画（令和3年11月策定）より
福井	約 240 頭 (230～240 頭)	第3期保護計画（令和4年3月策定）より
滋賀	152 頭 (90%信頼区間 58～246 頭)	
合計	約 900～1100 頭	

10
11
12

1

表5 クマ類の個体数水準

個体数水準 1	危機的領域個体群：成獣個体数が 100 頭以下。分布域がきわめて狭く孤立している地域個体群
個体数水準 2	絶滅危惧領域個体群：成獣個体数が 100～400 頭。分布域が狭く、他個体群との連続性少ない地域個体群。
個体数水準 3	危急領域個体群：成獣個体数が 400～800 頭。分布域が他個体群との連続性が制限されている地域個体群。
個体数水準 4	安定存続領域個体群：成獣個体数が 800 頭以上。分布域が広く連続的に分布している地域個体群。

2 *特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（2022年3月改
3 定。以下「ガイドライン」という。）より引用

4

5 それぞれの地域個体群全体の推定生息数の合計を踏まえ、白山・奥美濃地域個体群全体
6 については「個体数水準4」に該当するものとして、北近畿東部地域個体群全体について
7 は「個体数水準3～4」に該当するものとして取り扱うこととする。

8 しかしながら、滋賀県はクマの2つの地域個体群の生息地の辺縁部に位置し、両地域個
9 体群の生息の中核地となっている近隣府県と比べて生息数が少なく、滋賀県内のクマは存
10 続基盤が脆弱な希少種である。また、滋賀県内のクマの生息地は、東日本および西日本、
11 紀伊半島のクマの個体群間の交流の中継地点になっており、個体群間の交流が妨げられ
12 ば、各地域の個体群の安定的な維持が困難となり得る。これらのことから、滋賀県におい
13 ては、全国的な視点からも、県内に生息するクマ（湖北個体群（白山・奥美濃地域個体
14 群）および湖西個体群（北近畿東部地域個体群）、その他の地域の個体）の保護およびそ
15 の生息地の保全に特別な配慮を行う必要がある。

16

17 5-3 出没状況

18 5-3-1 過去5年間の目撃情報

19 本県では、住民等から行政機関に寄せられた目撃情報の集計を行っている。表6から表
20 8は、過去5年間における湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）、湖西個体群（北近畿
21 東部地域個体群）、その他の地域の個体のそれぞれの月別の目撃件数である。また、表9
22 および図4は県内全域における2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）
23 までの過去5年間における目撃情報の件数を集計したものである。

24 過去5年間に報告された目撃情報の件数は、湖西個体群（北近畿東部地域個体群）にお
25 ける件数が、湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）における件数をいずれの年も上回っ
26 ている（表6、表7）。しかし、県内の生息数は湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）
27 の方が多いものと推定されているところであり、奥山等の人がほとんど立ち入らない場所
28 ではクマが生息していたとしても目撃されない場合があることや、目撃されたとしても行

1 政機関へその情報が提供されない場合があることなどにより、目撃件数は実際の生息数と
 2 必ずしも相関があるとは限らないことに留意して捉える必要がある。また、過去5年間に
 3 おいては、その他の地域の個体についても、年間数件程度の目撃情報が報告されている
 4 (表8)。

5 月別のクマの目撃件数については、冬眠あけの4月頃から目撃件数が増加し始め、5月
 6 から7月頃をピークとし、秋になると目撃件数が減少していく概ねの傾向が見られる(表
 7 9、図4)。これは、春季から夏季にかけては、食物資源の探索や子別れ、繁殖に起因す
 8 る行動圏の拡大により人里での目撃頻度が高くなり、食物資源が安定している秋季におい
 9 ては山林内で行動することが多くなり人里での目撃頻度が低くなるためだと考えられる。

11 表6 湖北個体群(白山・奥美濃地域個体群)の月別クマ目撃件数

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2017	0	9	9	15	7	6	3	2	1	0	0	1	53
2018	2	13	8	7	2	2	0	1	0	0	0	0	35
2019	0	4	8	4	3	1	9	9	0	0	0	0	38
2020	2	4	11	16	2	3	4	2	1	0	0	0	45
2021	2	3	2	1	1	0	1	1	0	0	0	0	11

(単位：件)

14 表7 湖西個体群(北近畿東部地域個体群)の月別クマ目撃件数

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2017	6	22	24	17	6	7	2	0	0	0	0	0	84
2018	1	14	10	9	8	2	6	2	0	1	1	0	54
2019	1	6	26	17	5	7	11	5	0	0	0	0	78
2020	0	6	10	6	7	3	9	7	4	0	0	4	56
2021	4	6	8	11	7	2	1	1	2	0	0	1	43

(単位：件)

1

表8 その他の地域の個体の月別クマ目撃件数

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2017	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2018	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	5
2019	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2020	0	1	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	5
2021	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(単位：件)

2

3

4

表9 2017年度から2021年度の県内での月別クマ目撃件数（累計）

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2017	6	31	33	32	13	13	5	2	1	0	0	1	137
2018	3	27	19	16	10	5	7	4	0	1	2	0	94
2019	1	11	35	21	8	8	20	14	0	0	0	0	118
2020	2	11	22	22	9	6	15	9	6	0	0	4	106
2021	6	9	10	13	8	2	2	2	2	0	0	1	55

5

6

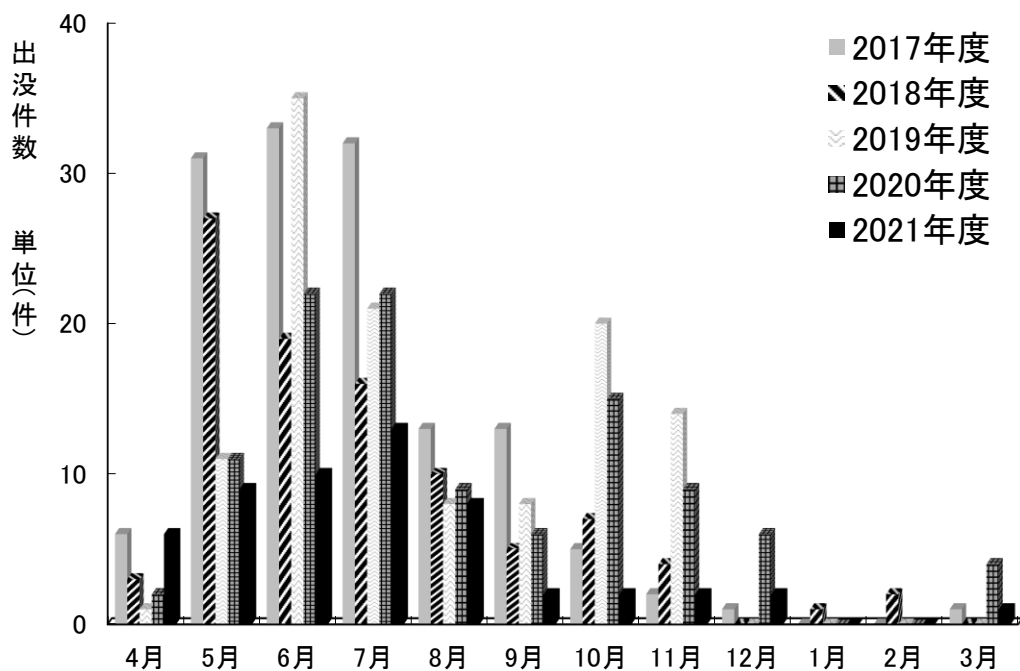


図4 2017年度から2021年度の県内での月別クマ目撃件数（累計）

1
2
3
4 秋季に堅果類（ブナ・ミズナラ・コナラ等）を含む果実が不足すると、クマが人目に付
5 く地域まで餌を求めて行動し、多数の出没情報が寄せられることがある（こうした現象を
6 一般的に「大量出没」ということがある。）。

7 特に堅果類は、クマの秋季の重要な栄養源となるため、秋季におけるクマの出没件数は
8 堅果類の豊凶の影響を受けることが示唆されている。このことから、県においては毎年堅
9 果類の豊凶状況調査を行っており、その結果を表10に示す。

10 調査の対象はブナおよびミズナラ、コナラの3種とし、2007年度（平成19年度）から
11 2019年度（令和元年度）まではクマの生息環境が整っていると考えられる長浜市の2か
12 所、高島市の3か所で、ブナ約40本、ミズナラ約20本、コナラ約100本を対象に調査を
13 実施してきた。2020年度（令和2年度）からはクマの出没変動と食物資源量変動の関係を
14 より明らかにし、大量出没の予測精度を向上させるため、県内のクマの生息域を網羅する
15 ように調査地点数を段階的に増加し、2021年度（令和3年度）は大津市および長浜市、高
16 島市、米原市において、ブナ87本（4か所）、ミズナラ148本（12か所）、コナラ166本
17 （16か所）を対象に調査を実施した。2021年度（令和3年度）の調査地点を図5示す。

18 調査は毎年8月から9月にかけて実施し、それぞれの樹種において「豊作」「並作」「不
19 作」「凶作」の4段階の県域作柄として評価している。作柄の評価基準を表11に示す。

20 過去5年間で、ブナおよびミズナラの堅果類2種が凶作であった2019年度（令和元年
21 度）の秋季の目撃数は他年度より突出した結果となった。現在の豊凶状況調査のみでは出
22 没変動を明確に説明することができないため、地点数を増加した調査を継続することなど
23 により、関係性を改めて再評価する必要がある。

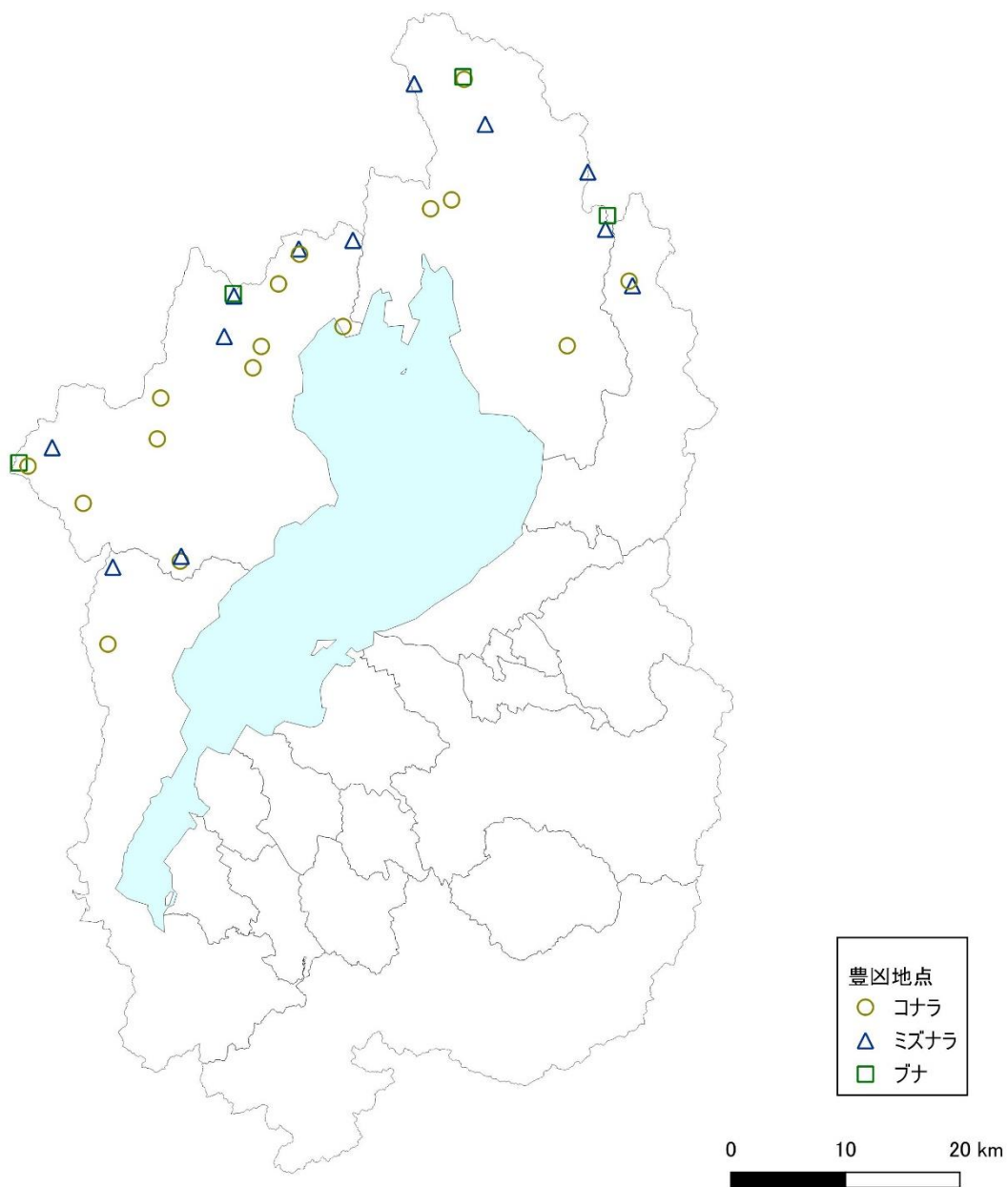
24

1

表10 2017年度から2021年度の堅果類の豊凶状況調査

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ブナ	凶作	不作	凶作	凶作	不作
ミズナラ	並作	不作	凶作	並作	不作
コナラ	不作	不作	不作	不作	不作

2



3

4

図5 2021年度（令和3年度）豊凶調査地点

5

6

1

表 11 堅果類の作柄の評価基準

着果度判定基準		地点(県域)レベルの豊凶評価基準	
着果度	着果の状態	作柄	評価基準
0	着果なし	豊作	50%以上の個体が密に着果(着果度4)
1	樹冠の一部に疎に着果	並作	25～50%の個体が密に着果(着果度4)
2	樹冠の一部に密に着果	不作	25%以上の個体が疎に着果(着果度1,2,3)
3	樹冠全体に疎に着果	凶作	25%未満の個体が疎に着果(着果度1,2,3)
4	樹冠全体に密に着果		すべての個体に着果なし(着果度0)

2

3

4 5-3-2 目撃等の情報に係る考察

5 クマの出没は食物資源量と出没場所付近の環境に影響されると考えられる。ここではク
6 マの目撃情報が得られた地点とその地点の環境について考察する。なお、環境については
7 第5回自然環境保全基礎調査による3次メッシュ植生データの分類群(以下「植生データ
8 分類群」という。)を用いた。2017年度(平成29年度)から2021年度(令和3年度)ま
9 での過去5年間の年度ごとの目撃情報を滋賀県の植生データ分類群に重ねたものを図6か
10 ら図10に、過去5年間の目撃数を累計したものを図11に、情報収集を開始した2010年
11 度(平成22年度)からの目撃数を累計したものを図12に示す。なお、目撃情報を基に作
12 成したものであるため、同一個体が同一地域に居ついた場合にはダブルカウントが生じて
13 いる場合があることに留意が必要である。

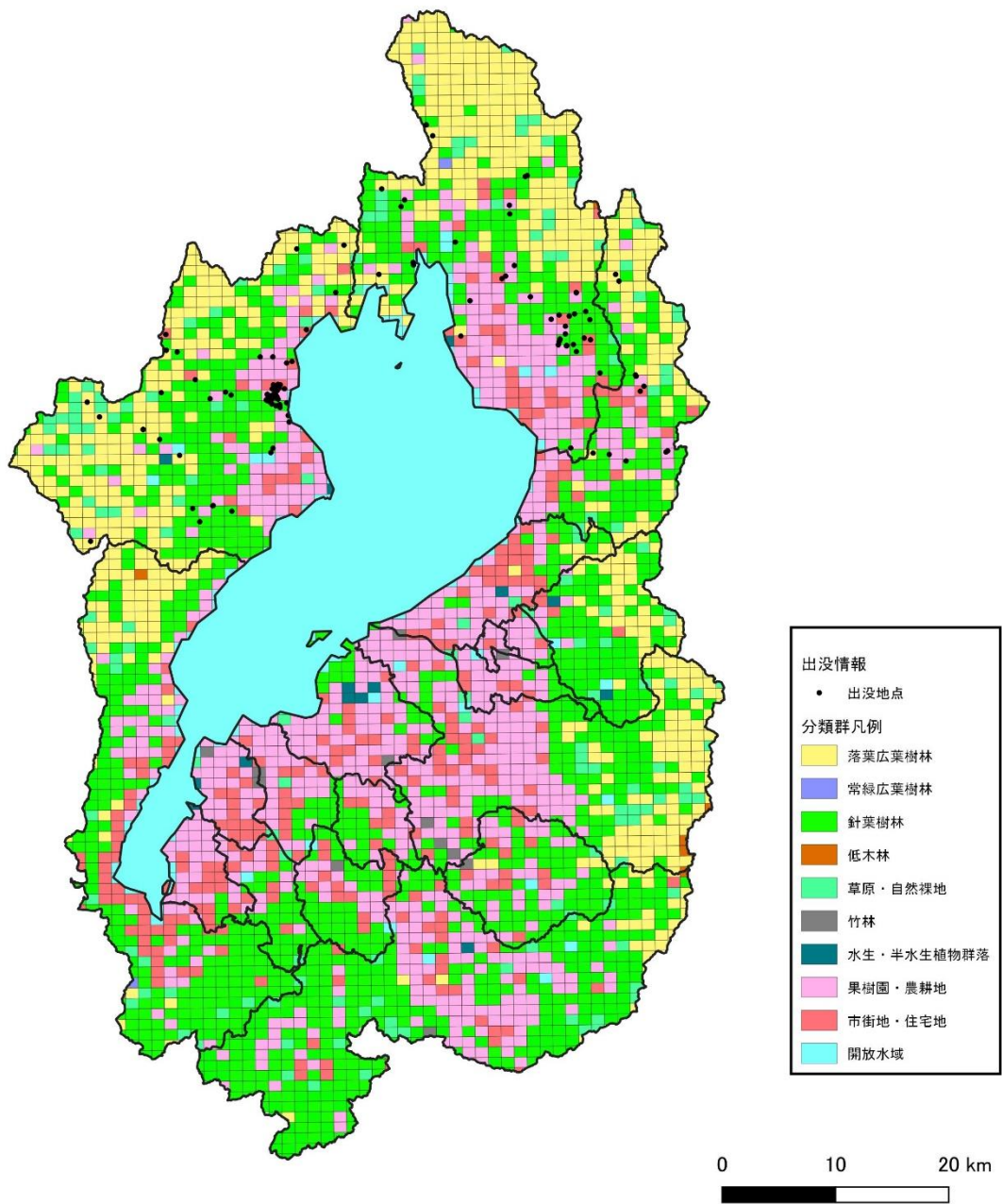
14 各年度の目撃情報は森林地帯と人間の生活圏(市街地・住宅地、果樹園・農耕地)の境
15 界部において最も多く認められ、次いで森林地帯(針葉樹林、広葉樹林)において多く確
16 認できる。日常生活の中で目撃された情報が大部分を占めるため、境界部での情報件数が
17 多くなる傾向にある。

18 2017年度(平成29年度)は市街地・住宅地および果樹園・農耕地で多く報告された
19 (図6)。高島市今津町において多くの情報が認められるが、同一個体が滞在したため情
20 報が集中した結果と考えられる。

21 2018年度(平成30年度)からは大津市での情報が毎年度記録されるようになった。2018
22 年度(平成30年度)および2019年度(令和元年度)は目撃数に対して人の生活圏(市街
23 地・住宅地、果樹園・農耕地)での情報が減少した(図7、図8)。2020年度(令和2年度)
24 には再び果樹園・農耕地での情報が増加した(図9)。2021年度(令和3年度)は森林地帯
25 での件数が多くを占め(図10)、県内広域での目撃情報が認められるものの、人の生活圏で
26 の情報はこれまでで最も少なかった。一方、2017年度(平成29年度)および2020年度(令
27 和2年度)には人の生活圏での情報件数の増加が認められた(図6、図9)。近年の傾向と
28 して、2017年度(平成29年度)以前と比較して、湖西個体群(北近畿東部地域個体群)の
29 生息域である大津市や、鈴鹿山脈の一部を有する東近江市などの県南部での情報件数が増
30 加している。(図11、図12)。

31

32



1
2
3

図6 2017年度の目撃地点と植生データ分類群

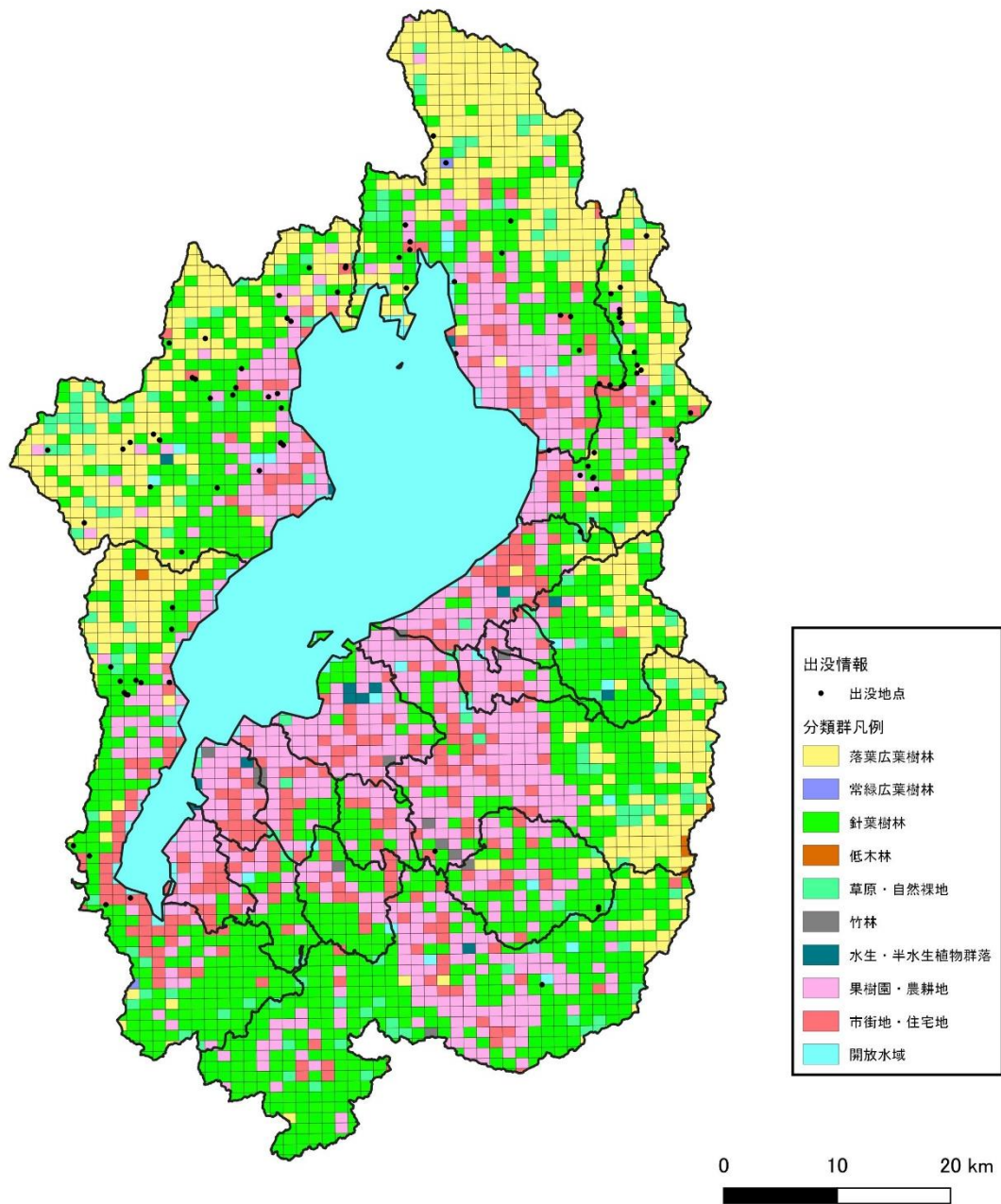


図7 2018年度の目撃地点と植生データ分類群

1
2
3

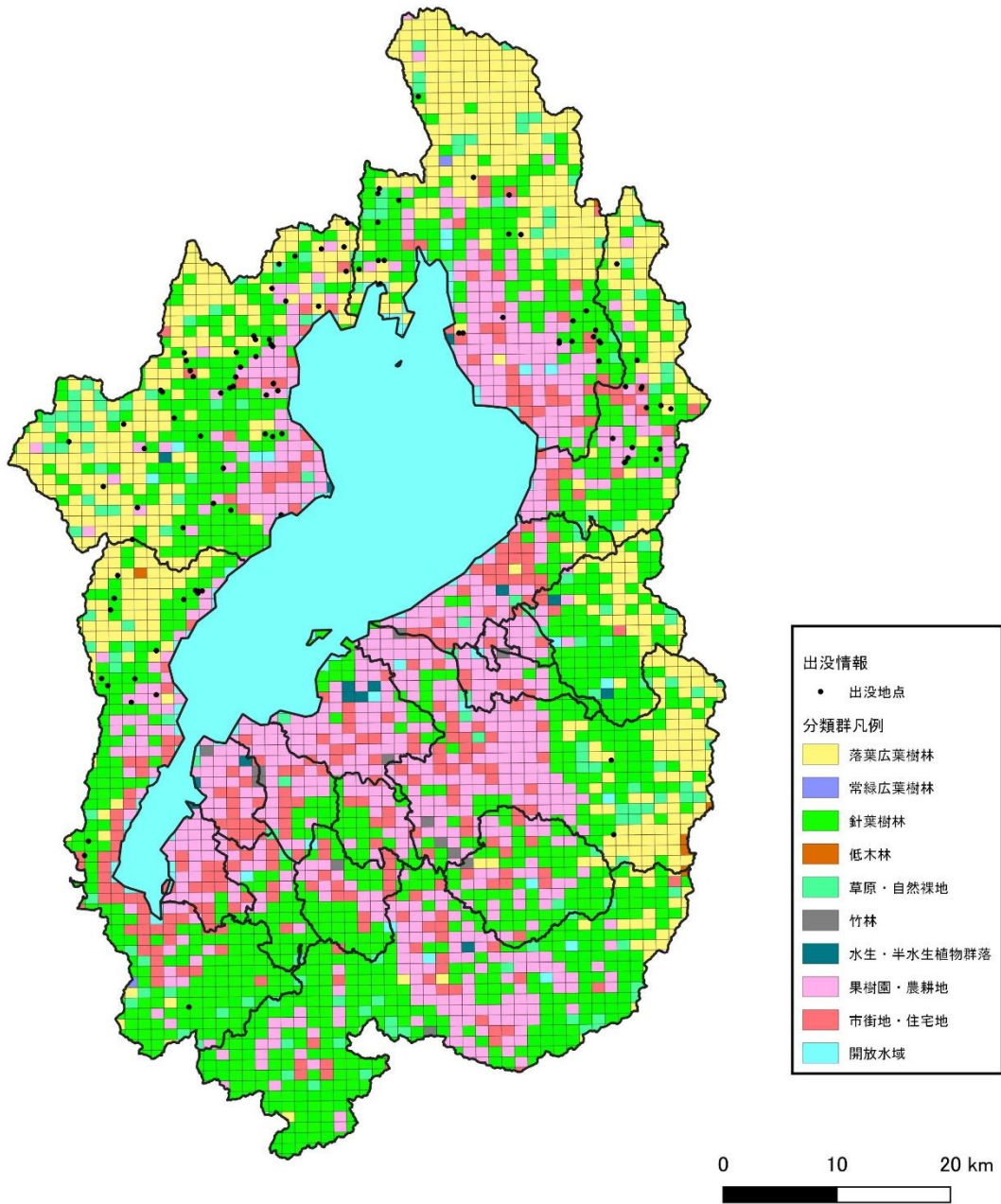
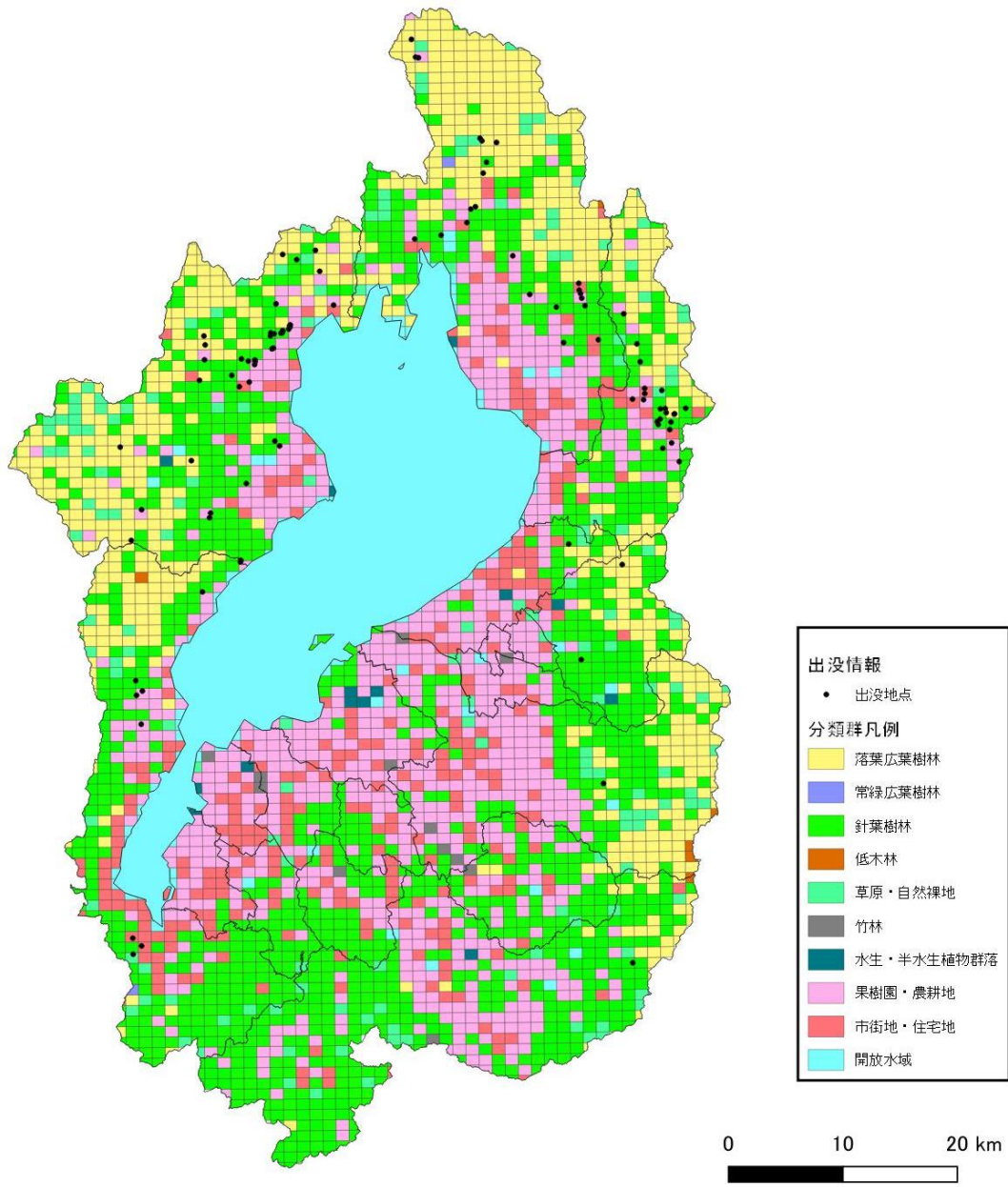


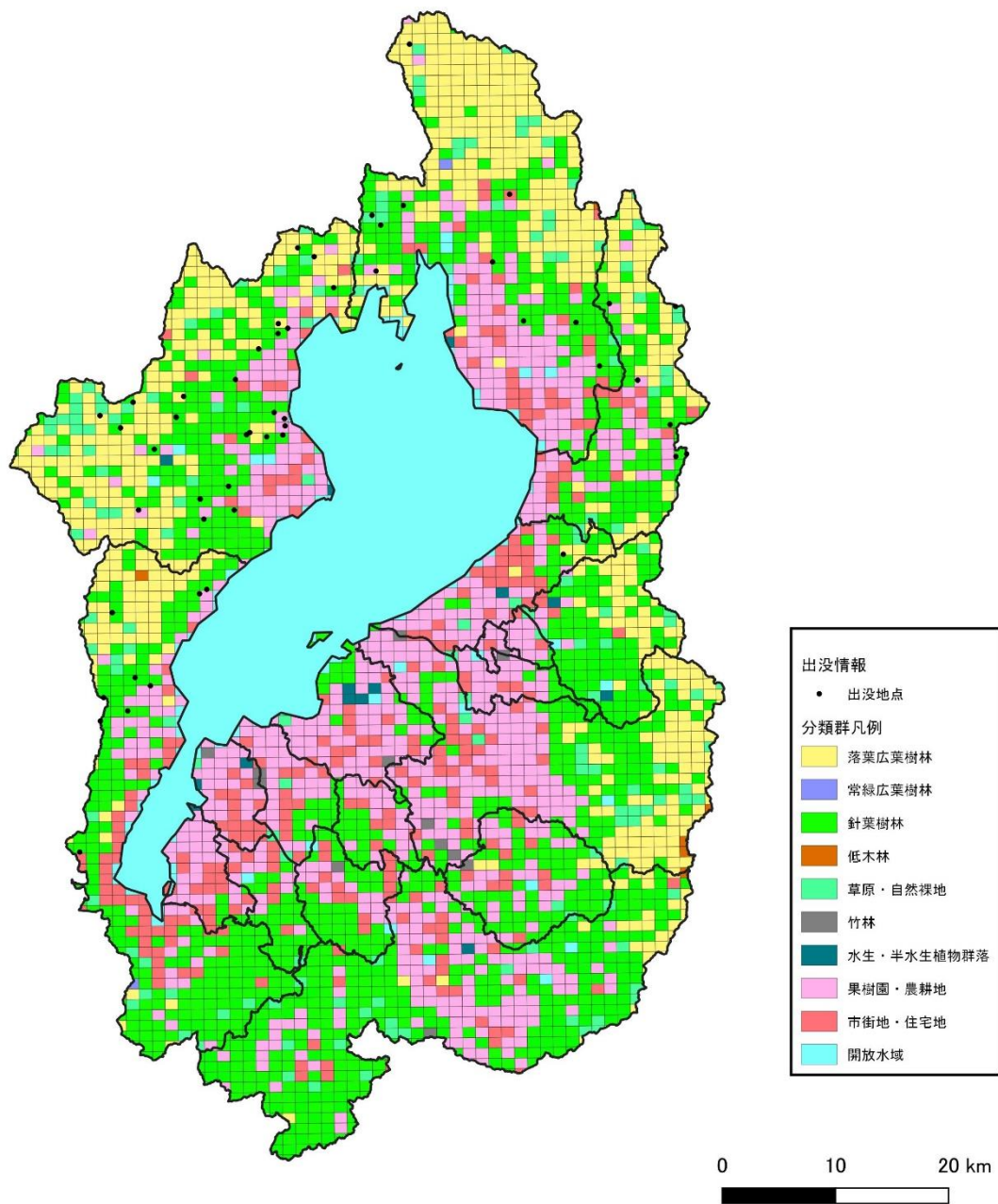
図8 2019年度の目撃地点と植生データ分類群

1
2
3
4
5



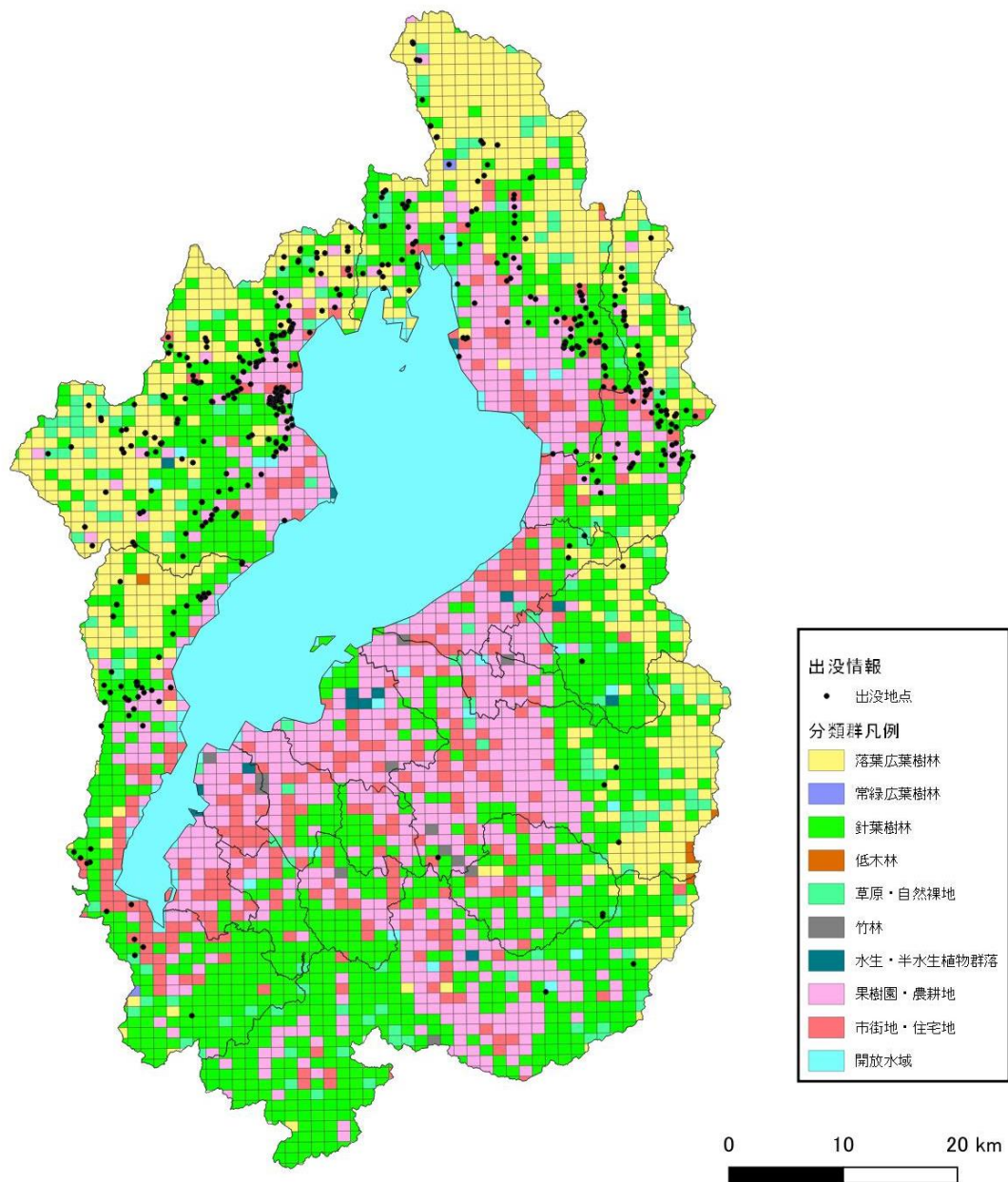
1
2
3

図9 2020年度の目撃地点と植生データ分類群



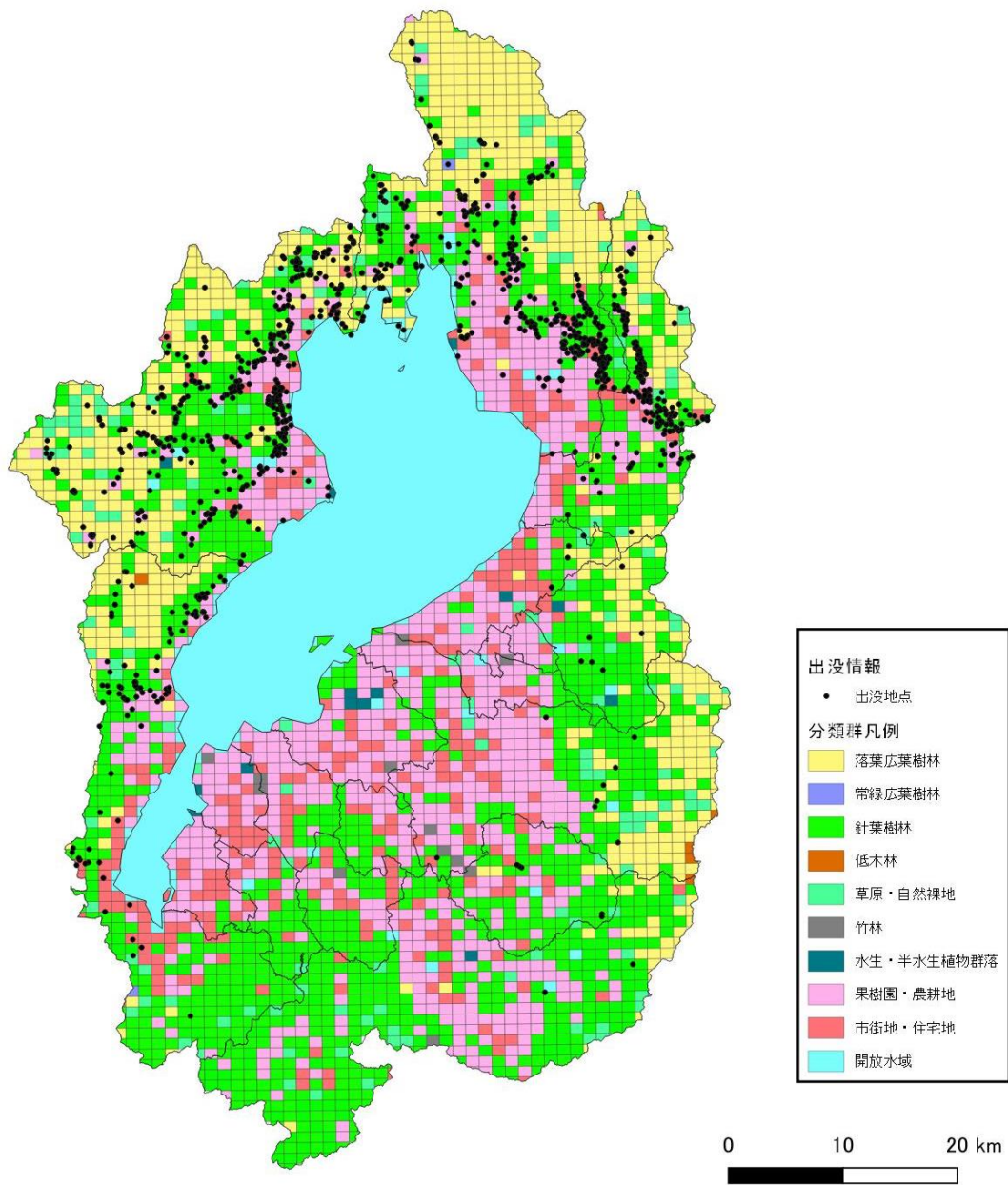
1
2
3
4

図10 2021年度の目撃地点と植生データ分類群



1
2
3

図 11 2017 年度から 2021 年度までの目撃地点（累積）と植生データ分類群



1
2
3
4

図 12 2010 年度から 2021 年度までの目撃地点（累計）と植生データ分類群

1 5-4 捕獲状況

2 2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）の捕獲等の状況については表
 3 12および表13の通りである。錯誤捕獲された個体は、「鳥獣の保護及び管理を図るための
 4 事業を実施するための基本的な指針」（以下「環境省の基本指針」という。）において放獣
 5 することが原則となっていることから、移動放獣を行っているところであるが、2020年に
 6 錯誤捕獲された湖西個体群（北近畿東部地域個体群）の1個体は死亡した状態で発見され
 7 たため、表12の錯誤捕獲頭数にはカウントしているものの、表13の捕獲後の処置の種別
 8 にはカウントしていない。

9
 10

表12 2017年度から2021年度の捕獲等の状況

	個体群	2017	2018	2019	2020	2021
狩猟	湖北	0	5	5	0	0
	湖西	0	1	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
許可捕獲	湖北	1	0	2	1	0
	湖西	3	0	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0
錯誤捕獲	湖北	0	0	1	3	0
	湖西	2	7	14	16	17
	その他	0	0	0	0	0

(単位：頭)

11
 12
 13

表13 狩猟を除く捕獲後の処置の状況

	個体群	2017		2018		2019		2020		2021	
		移動放獣	殺処分	移動放獣	殺処分	移動放獣	殺処分	移動放獣	殺処分	移動放獣	殺処分
許可捕獲	湖北	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0
	湖西	2	1	0	0	1	0	1	0	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
錯誤捕獲	湖北	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0
	湖西	2	0	7	0	14	0	15	0	17	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：頭)

14
 15

1 5-5 被害状況

2 5-5-1 人身被害、生活環境被害等

3 2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）までの人身被害および生活環境
4 被害等の状況を表14および表15ならびに図13に示す。

5 人身被害については、過去5年間において2件発生している。そのうち1件は、子グマ
6 を守ろうとする親グマの行動によるものであり、子グマの目撃があった場合には近くに親
7 グマが存在する可能性が高いものとして注意を払う必要がある。

8 人身被害および生活環境被害等が発生した時間帯については、夕方から早朝に発生して
9 いる事案が大部分を占めている。クマは昼夜を問わず行動するものの、基本的には人間に
10 対して警戒心を抱いており、人間の活動が盛んな日中には人間の生活圏内で活動すること
11 は少ないが、人間の活動が少なくなる夕方から早朝にかけては警戒心が薄くなり、人間の
12 生活圏内で探餌行動を行うことがあり、人身被害が発生しやすい時間帯となっているため
13 注意を払う必要がある。

14 人身被害および生活環境被害等が発生した場所については、山林からの距離が近い集落
15 や住宅地において発生している事案が大部分を占めており、山林からの距離が近い集落や
16 住宅地においては餌となるものを屋外に放置しない、収穫を行わない果樹を伐採する、農
17 業残渣を農地に放置しない、藪の刈り払いなどで緩衝帯の設置を行うなど、クマを寄せ付
18 けない取組を地域で継続して行っていく必要がある。

1
2

表14 2017年度から2021年度までの人身被害の状況

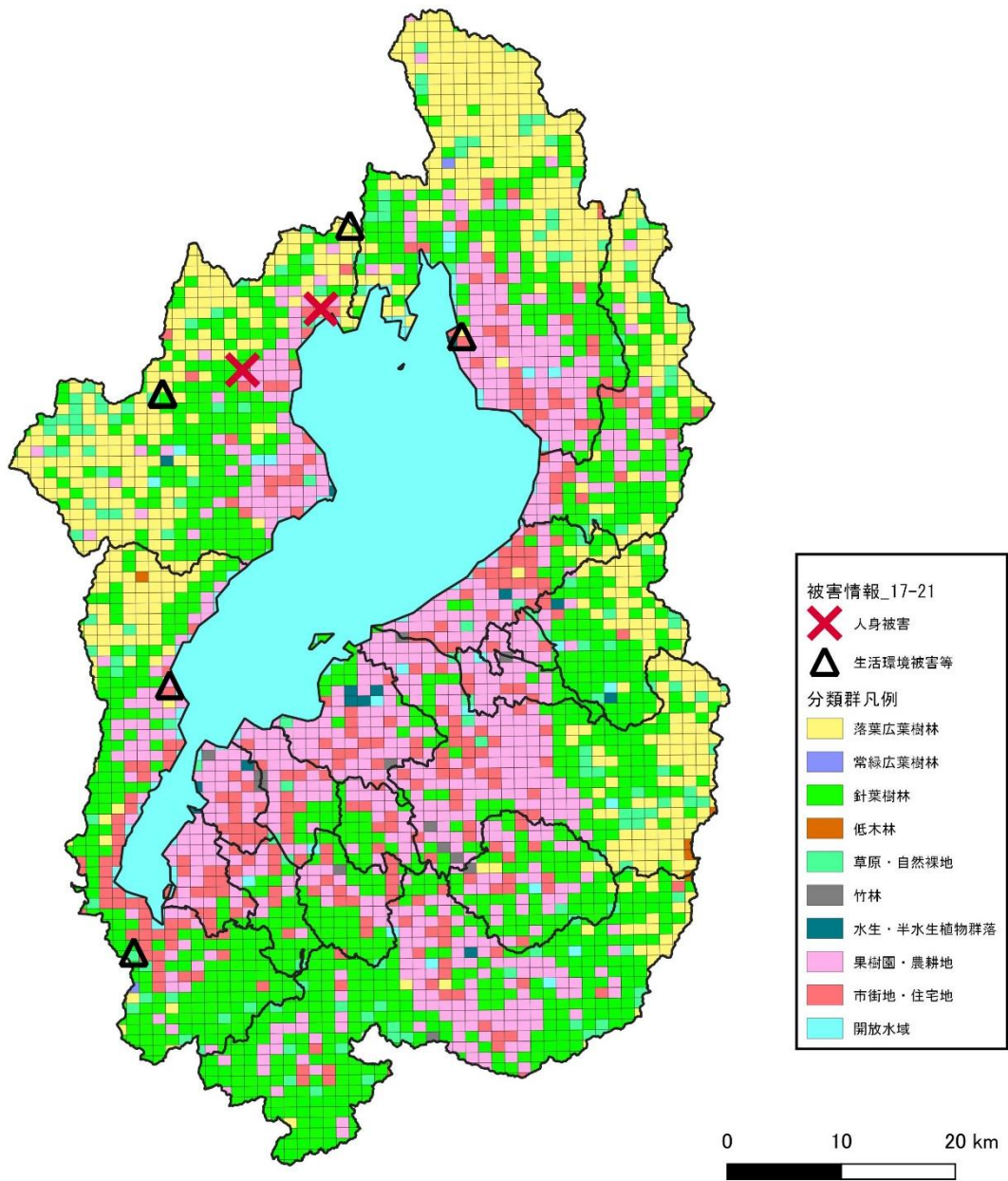
発生日時		場所			被害発生の状況	個体情報
年/月	時間	市町村	地区	周辺状況		
2019/6	5時頃	高島市	今津町 梅原	住宅地	家の庭にいた子熊2頭を発見し、追い払うために外へ出たところ、近くにいた親熊に襲われ負傷。	成獣1 幼獣2
2019/11	8時半頃	高島市	マキノ町 西浜	山林内	狩猟者が山中で親子グマに遭遇し負傷。	成獣1 幼獣1

3
4

表15 2017年度から2021年度までの生活環境被害等の状況

発生日時		場所			被害発生の状況	個体情報
年/月	時間	市町村	地区	周辺状況		
2017/6	夜間	高島市	今津町 棕川	山間集落	屋外に設置していた冷蔵庫の中身や米ぬかを食べられた。	不明
2018/7	5時頃	大津市	和邇 北浜	農耕地	植えてあるトウモロコシを食べているところを目撃。	不明
2019/8	17時半頃	高島市	マキノ町 野口	山間集落	自宅敷地内離れにある蜂の巣近くで出沒。家の雨どいを破壊された。	不明
2019/11	14時頃	長浜市	湖北町 津里	住宅地	集落内の柿の木に登り、実を食べていた。	幼獣
2019/11	不明	高島市	今津町 棕川	山間集落	民家の柿の木への被害があったことから許可捕獲のうえ放獣。	成獣 (オス)
2020/5	2時半頃	大津市	国分	住宅地	養蜂場でミツバチの巣箱を壊され食べられた。	不明

5



1
 2 図13 2017年度（平成29年度）から2021年度までの人身被害・生活環境被害等発生地点と土地
 3 利用図
 4

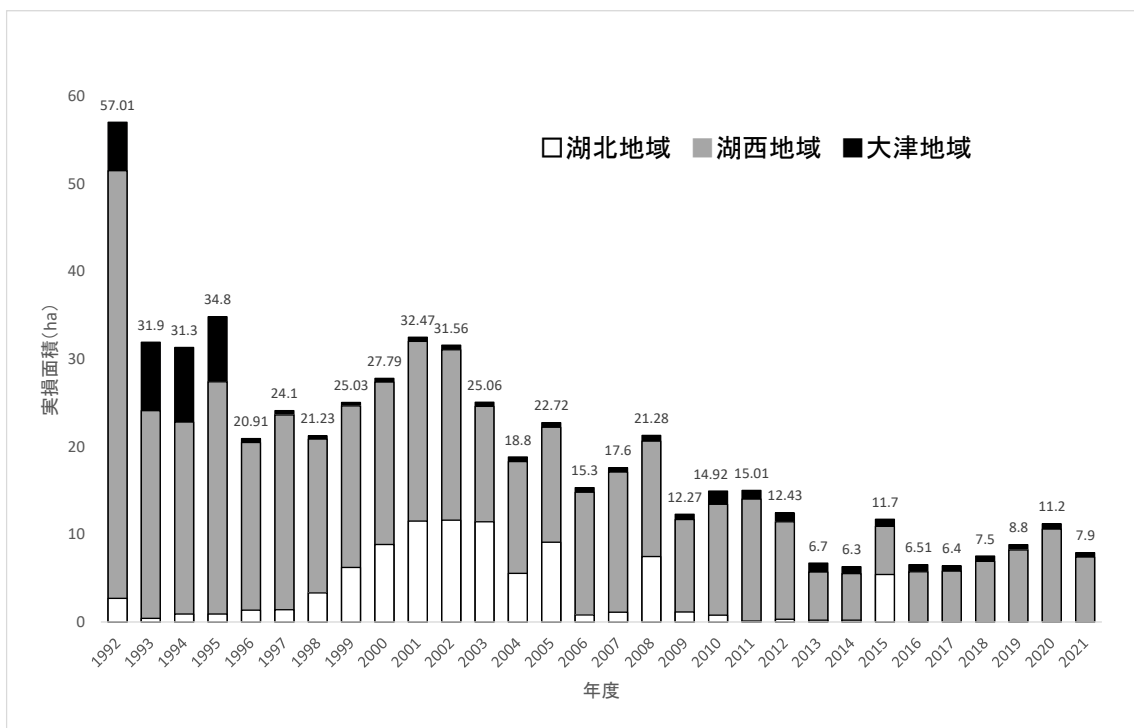
1 5-5-2 林業被害

2 県内では、クマによる針葉樹の剥皮被害（以下「クマ剥ぎ」という。）が発生してい
3 る。

4 クマ剥ぎによる単年度ごとの実損面積は、近年は漸減傾向にあると考えられる（図 14、
5 図 15）。クマ剥ぎによる実損面積（2017 年度 6.4ha、2018 年度 7.5ha、2019 年度 8.8ha、
6 2020 年度 11.2ha、2021 年度 7.9ha）は、ニホンジカによる針葉樹の剥皮被害の実損面積
7 （2017 年度 192ha、2018 年度 143ha、2019 年度 124ha、2020 年度 103ha、2021 年度 102ha）
8 と比較すると被害面積は小さいものの、継続して森林被害が生じている。

9 なお、クマ剥ぎについては、その地域に生息している全てのクマが行っているものでは
10 なく、特定の家系のクマだけが行っていることが示唆されている（Kitamura and Ohnishi
11 2011）。

12



13

14 図 14 クマによる林業被害実損面積の推移（大津地域、湖西地域、湖北地域の 3 地域合計）

15

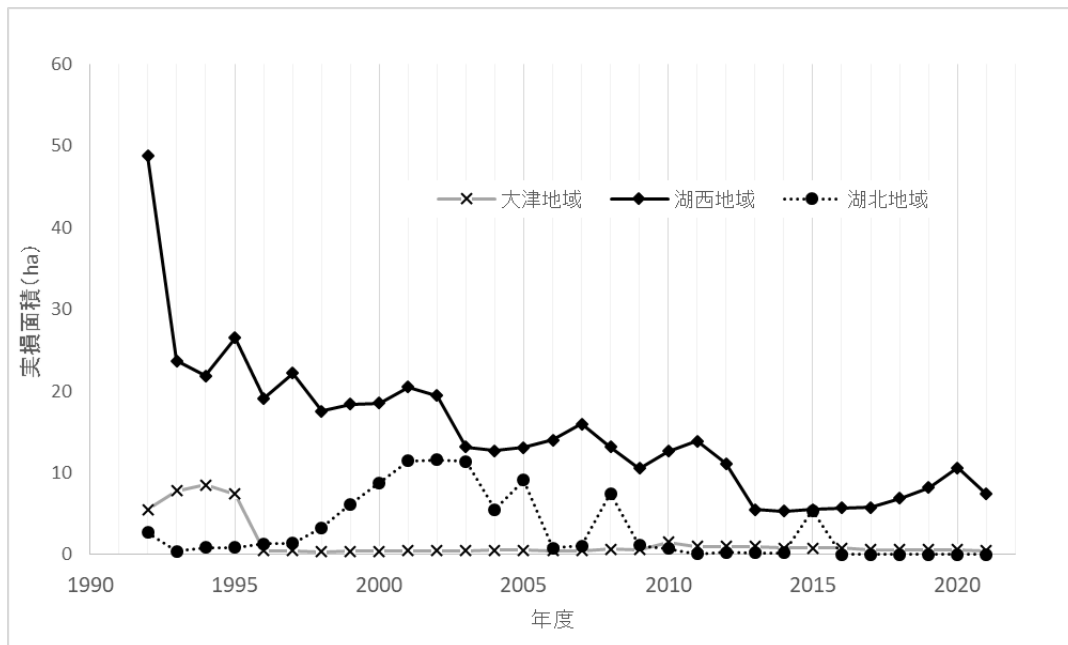


図15 クマによる林業被害実損面積の推移（地域別）

テープ巻による防除は、クマとニホンジカによる剥皮被害の防止を目的として実施されている（図16）。

クマによる林業被害実損面積は最近5か年では、10ha前後に抑えられており、対策の効果は一定上がっているものと考えられる。しかし、クマ剥ぎは、地域的にまとまって発生する傾向があり、被害を受けた材は商品価値を失ってしまうことなどから、発生した場合の損害は大きい。

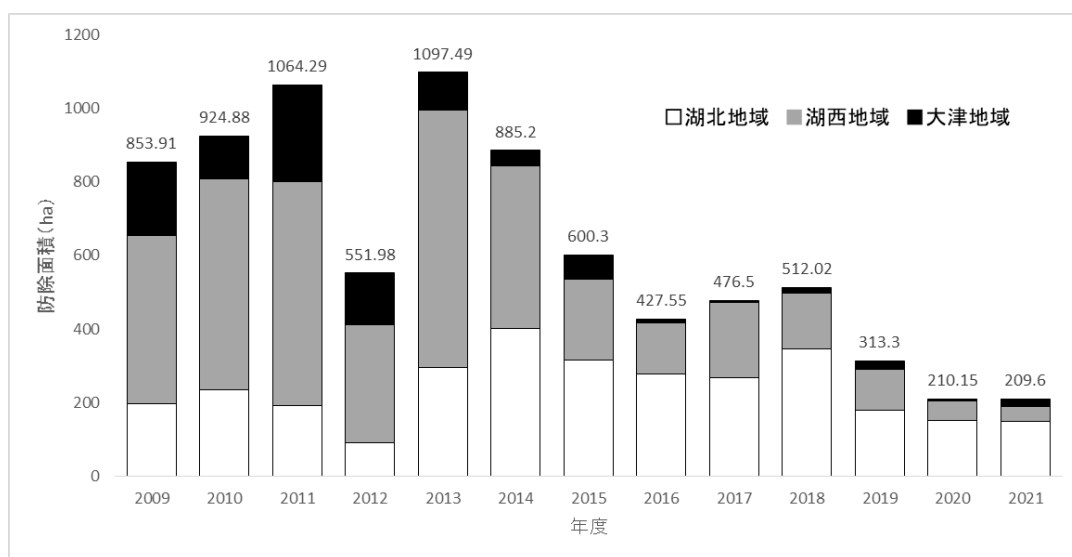


図16 テープ巻による防除面積（3地域合計）

5-5-3 農業被害等

滋賀県においては、農業や養蜂において数年に1度程度被害が報告されることがあり、2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）にかけては計2件の報告がある（表15）。しかし、鳥獣類による農作物の被害状況調査では、2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）にかけてのクマによる農業被害金額等の報告はなく、クマによる農業被害等は軽微と考えられる。

6 第3次計画期間中の取組評価

6-1 個体数管理

6-1-1 現状

過去5年間の狩猟、許可捕獲（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく捕獲をいう。以下同じ。）、警察官職務執行法に基づく捕獲による捕殺個体数は、湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）においては2017年度に1頭、2018年度に5頭、2019年度に5頭、2020年度に0頭、2021年度に0頭であり、湖西個体群（北近畿東部地域個体群）においては2017年度に1頭、2018年度に1頭、2019年度に0頭、2020年度に0頭、2021年度に1頭であり、いずれの年も年間総捕獲数（湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）26頭（12%）、北近畿東部個体群8頭（8%））には、一度も達していない。なお、その他の地域の個体については、過去5年間において捕殺した個体は0頭であった。

また、過去5年間の錯誤捕獲頭数については、県内合計で2017年度に2頭、2018年度に7頭、2019年度に15頭、2020年度に19頭、2021年度に17頭であり、2020年に死亡した状況で発見された1頭を除く全ての個体の放獣が行われた（表12、表13）。

6-1-2 評価および課題

2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）の過去5年間において、いずれの地域個体群についても年間総捕獲数上限を継続して下回っており、狩猟の自粛の効果が認められるとともに、許可捕獲や警察官職務執行法に基づく捕獲による緊急対応の必要性の頻度が高まっている状況にはないと考えられる。

錯誤捕獲があった場合は、環境省の基本指針において放獣することが原則となっているところであるが、ほとんど全ての錯誤捕獲個体について放獣することができており、適切な対応が継続できている。しかしながら、錯誤捕獲個体数については、表12のとおり2018年度以降大幅に増加しており、錯誤捕獲の防止のための配慮の徹底や、円滑な放獣を行うための体制の維持・整備が課題となっている。

1 6-2 被害防除

2 6-2-1 現状

3 2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）の過去5年間において、人身被
4 害については2件、生活環境被害等については6件発生している（表14、表15）。人身被
5 害および生活環境被害等が発生した時間帯については、夕方から早朝に発生している事案
6 が大部分を占めており、また、人身被害および生活環境被害等が発生した場所について
7 は、山林からの距離が近い集落や住宅地において発生している事案が大部分を占めてい
8 た。また、近年の傾向として、湖西个体群（北近畿東部地域个体群）の生息域である大津
9 市や、鈴鹿山脈等での目撃情報件数が増加してきている。なお、人身被害等の回避にあたり、
10 例年春季および秋季にクマ出没の注意喚起チラシを作成し、市町等を通じて住民等へ
11 の周知を行っている。

12 クマ剥ぎによる森林被害は、テープ巻きによる防除の効果もあり、近年は漸減傾向にあ
13 ると考えられる。

14 クマによる農業被害等は、数年に一度程度情報が寄せられる程度であり、本県において
15 は軽微である。

16

17 6-2-2 評価および課題

18 滋賀県におけるクマの出没件数や人身被害件数は、白山・奥美濃地域个体群または北近
19 畿東部地域个体群が分布する近隣府県の状況と比較して少なく、県内における出没件数に
20 ついても顕著な増加傾向は認められないことから、現状においては人間とクマとの軋轢が
21 顕著な状況には至っていないと考えられる。白山・奥美濃地域个体群または北近畿東部地
22 域个体群が分布する府県のクマの出没件数および人身被害件数を表16および表17に示
23 す。

24 しかしながら、これまでクマの目撃がほとんどなかった地域においても稀に目撃情報が
25 寄せられていることから、クマの恒常的な生息地とは考えられていない地域においても予
26 防対応や錯誤捕獲への備えの重要性を周知していく必要がある。

27 クマによる森林被害は、近年は漸減傾向にあると考えられる。引き続き、テープ巻きに
28 による防除等を行っていくとともに、クマによる被害とニホンジカによる被害の区別を行
29 った、森林被害の状況の把握に努める必要がある。

30 クマによる農業被害等は軽微であるが、養蜂における被害が報告されており、クマの誘
31 引性が高く注意が必要であることを周知していく必要がある。

32

33

1

表 16 クマの出没件数

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	計
富山県	144	932	588	204	1868
石川県	183	347	872	230	1632
福井県	341	914	1199	403	2857
岐阜県	286	853	608	296	2043
三重県	22	26	25	12	85
京都府	1096	1460	1109	876	4541
兵庫県	638	770	474	589	2471
滋賀県	94	118	106	55	372

2

※件数

3

※環境省ホームページにおける取りまとめ情報をもとに作成

4

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html> (参照 2022-

5

11-16)

6

7

表 17 クマによる人身被害件数

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	計
富山県	2 (0)	13 (0)	5 (0)	1 (0)	21 (0)
石川県	2 (0)	6 (0)	10 (0)	0 (0)	18 (0)
福井県	0 (0)	9 (0)	12 (0)	2 (0)	23 (0)
岐阜県	0 (0)	13 (0)	2 (0)	2 (0)	17 (0)
三重県	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)
京都府	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (0)
兵庫県	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	6 (0)
滋賀県	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)

8

※件数 (死亡者数)

9

※環境省ホームページにおける取りまとめ情報をもとに作成

10

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html> (参照 2022-

11

11-16)

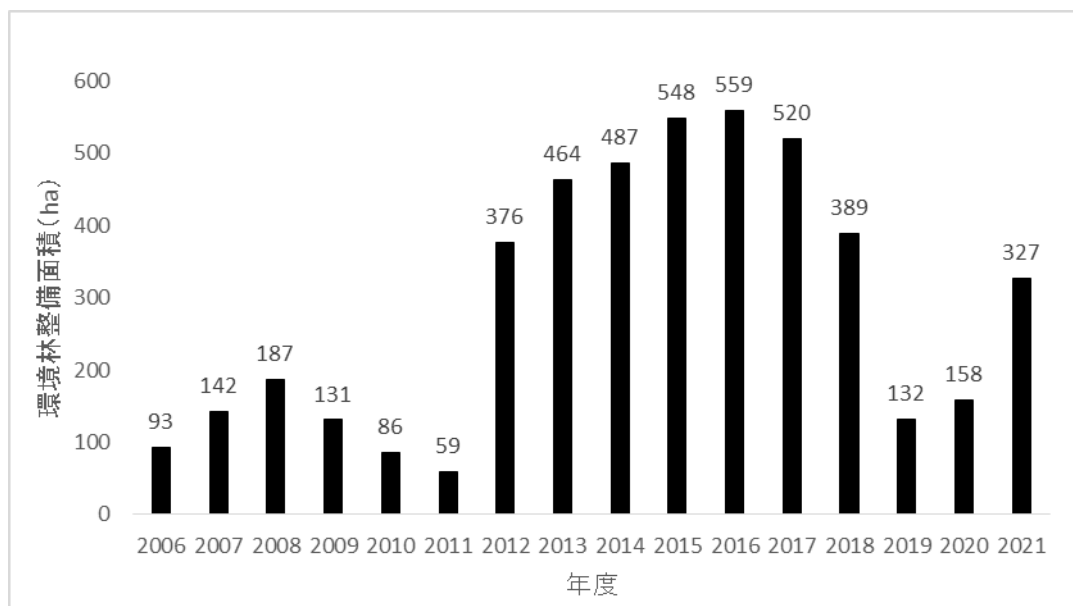
12

13

1 6-3 生息環境整備

2 6-3-1 現状

3 道から遠い等の理由から手入れが進まないスギ、ヒノキの人工林に対して、適切な間伐
4 を実施することで、林内に光を入れ、広葉樹等の生育を促し、様々な樹種が混交する森林
5 になるよう導く環境林整備事業等によって、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づ
6 くりを推進している（図 17）。また、トチノキ等の巨樹・巨木を象徴とした奥山の天然林
7 の保全にも取り組んでいる。また、ナラ枯れについては、2010 年度（平成 22 年度）をピ
8 ークに減少し、収束傾向にある。



9 図17 環境林整備面積

10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

12 6-3-2 評価および課題

13 近年は県内における広葉樹林の面積はほぼ減少していない。引き続き、植栽によらない
14 自然の遷移にゆだねた森林管理や、巨樹・巨木の森の保全などを通し、生物多様性が保全
15 された豊かな森林づくりを推進していく必要がある。また、堅果類の豊凶調査について
16 は、2021 年度（令和 3 年度）からは調査地点数を増加したが、地点数を増加した調査を継
17 続することなどにより、クマの出没変動と食物資源量変動の関係性を改めて再評価する必
18 要がある。また、ナラ枯れについては収束傾向にあるものの、今後も状況を注視する必要
19 がある。

7 保護の目標と施策

前述のとおり、白山・奥美濃地域個体群全体としては個体数水準4、北近畿東部地域個体群全体としては個体数水準3～4に該当する。

しかしながら、滋賀県はクマの2つの地域個体群の生息地の辺縁部に位置し、両地域個体群の生息の中核地となっている近隣府県と比べて生息数が少なく、滋賀県内のクマは存続基盤が脆弱な希少種である。また、滋賀県内のクマの生息地は、東日本および西日本、紀伊半島のクマの個体群間の交流の中継地点になっており、個体群間の交流が妨げられれば、各地域の個体群の安定的な維持が困難となり得る。これらのことから、滋賀県においては、全国的な視点からも、県内に生息するクマ（湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）および湖西個体群（北近畿東部地域個体群）、その他の地域の個体）の保護およびその生息地の保全に特別な配慮を行う必要がある。

これらを踏まえ、滋賀県における各地域個体群の保護の目標およびその施策を以下のとおりとする。

7-1 白山・奥美濃地域個体群

7-1-1 目標

白山・奥美濃地域個体群全体としては、個体数水準4であり、当面絶滅の恐れはない個体群と評価される。ただし、前述の理由により、県内に生息するクマの保護およびその生息地の保全に特別な配慮を行う必要がある。また、滋賀県においては、現状では人間とクマとの軋轢が顕著な状況には至っていないと考えられる。したがって、湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）については、生息数の現状維持を図ることを目標とする。

7-1-2 施策

白山・奥美濃地域個体群全体としては、個体数水準4と評価されることから、湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）の年間総捕獲数（許可捕獲、狩猟、錯誤捕獲によって捕殺されたものをいい、放獣されたものおよび自然死、事故死によるものは含まれない。以下同じ。）の上限（以下「年間総捕獲数上限」という。）について、ガイドラインに基づき、県内推定生息数（推定値として164頭を採用する）の12%に相当する20頭とする。なお、当該年度の捕殺数が年間総捕獲数上限を上回った場合には、その上回った頭数分は翌年度の年間総捕獲数上限から差し引くこととする。

また、狩猟による捕獲数を低水準に保つため、本計画期間においても、狩猟団体への狩猟の自粛要請を継続することとする。

また、現状においては、湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）のクマについては、著しい被害を生じさせている鳥獣とは認められないことから、環境省の基本指針に基づき、錯誤捕獲個体については原則として放獣を行う。しかし、人の安全を最優先とし、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺を行うことも検討する。

なお、今後、本個体群による被害がより深刻化したときには、保護管理手法の変更を検

1 討するものとする。

2

3 7-2 北近畿東部地域個体群

4 7-2-1 目標

5 北近畿東部地域個体群全体としては、個体数水準3～4であり、地域個体群の安定的維
6 持ができている状況に達したと評価できる。ただし、前述の理由により、県内に生息する
7 クマの保護およびその生息地の保全に特別な配慮を行う必要がある。また、滋賀県におい
8 ては、現状では人間とクマとの軋轢が顕著な状況には至っていないと考えられる。したが
9 って、湖西個体群（北近畿東部地域個体群）については、生息数の現状維持または増加を
10 目標とする。

11 7-2-2 施策

12 北近畿東部地域個体群全体としては、個体群水準3～4と評価されているところである
13 が、前述の理由により、県内に生息するクマの保護およびその生息地の保全に特別な配慮
14 を行う必要があることから、湖西個体群（北近畿東部地域個体群）については個体数水準
15 3相当の管理を行うこととする。したがって、湖西個体群（北近畿東部地域個体群）の年
16 間総捕獲数上限は、ガイドラインに基づき県内推定生息数（推定値として152頭を採用す
17 る）の8%に相当する12頭とする。なお、当該年度の捕殺数が年間総捕獲数上限を上回
18 った場合には、その上回った頭数分は翌年度の年間総捕獲数上限から差し引くこととす
19 る。

20 また、狩猟による捕獲数を低水準に保つため、本計画期間においても、狩猟団体への狩
21 猟の自粛要請を継続することとする。

22 また、現状においては、湖西個体群（北近畿東部地域個体群）のクマについては、著し
23 い被害を生じさせている鳥獣とは認められないことから、環境省の基本指針に基づき、錯
24 誤捕獲個体については原則として放獣を行う。しかし、人の安全を最優先とし、人身被害
25 が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺を行うことも検討する。

26 なお、今後、本個体群による被害がより深刻化したときには、保護管理手法の変更を検
27 討するものとする。

28

29 7-3 その他の地域の個体

30 滋賀県においては、湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）および湖西個体群（北近畿
31 東部地域個体群）に区分されるもののほか、少ないながらも鈴鹿山脈等においてクマが目
32 撃されている。

33 鈴鹿山脈等の地域におけるクマは、白山・奥美濃地域個体群や北近畿東部地域個体群に
34 属する個体である可能性のほか、紀伊半島の地域個体群に属する個体である可能性もある
35 が、その実情は分かっていない。環境省による平成30年度中大型哺乳類分布調査（図
36 1）では、鈴鹿山脈等に分布していることが確認できる。一方で、本県が2015年度（平

1 成 27 年度) から 2021 年度 (令和元年) にかけて行った調査では、当該地域で確認できた
2 個体は少なく、生息数は極めて少ないものと考えられる。このことから、継続的な目撃情
3 報の収集等により、その実態把握を行うものとする。

4 また、狩猟による捕獲数を低水準に保つため、本計画期間においても、狩猟団体への狩猟
5 の自粛要請を継続することとする。

6 また、現状においては、その他の地域の個体については、著しい被害を生じさせている鳥
7 獣とは認められないことから、環境省の基本指針に基づき、錯誤捕獲個体については原則と
8 して放獣を行う。しかし、人の安全を最優先とし、人身被害が発生するおそれがあるときは、
9 状況に応じて捕殺を行うことも検討する。

10 11 **8 人身被害の回避と生活環境被害・林業被害の低減のために**

12 **8-1 人身被害および生活環境被害**

13 人の生活圏においては人の生命・財産を守ることを最優先とし、被害の回避・低減のた
14 めの危機管理に当たり「ツキノワグマ出没対応マニュアル」を関係機関等の対応方針とし
15 て別に定め、これに基づき対応する。

16 人の生活圏にクマが入ってくる際には、何らかの原因が存在することがほとんどであ
17 ることから、特に頻繁に出没する地域においては、事前に周辺の状況等を調査し、普段か
18 らクマが集落周辺や農地に出没することを防ぐ取組を継続することが重要となる。

19 人身被害や生活環境被害が身近で発生すると、精神的負担も生じうるため、その軽減の
20 ためにも、クマに関する生態学的な知識の蓄積、専門家との連携、毎年度のクマの出没予
21 測等の情報提供などを行う。

22 **8-2 普及啓発について**

23 クマに対する正しい知識を身につけ、また、適切な対応をとることができるように、県
24 は、クマの生態や出没などの状況について普及・啓発を行う。

25 また、被害を防止するため、市町等と連携・協力し、鈴鹿山脈等のクマの出没が少ない
26 地域も含め、地域住民に対してクマの生態や出没などについての情報提供を行う。特に、
27 クマの出没の少ない地域については、地域住民の不安の解消に当たり、積極的な情報提供
28 に努める。

29 **8-3 林業被害対策**

30 テープ巻による防除がクマによる剥皮被害に一定の効果が認められることから、間伐等
31 の森林整備事業に併せてテープ巻による被害防除対策を進める。

32 **8-4 森林の保全・整備**

33 生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりに努める。ま
34
35
36

1 た、巨樹・巨木の森の保全を通し、奥山の天然林の保全を図る。人工林では適切な間伐等
2 の森林管理を行い、将来に渡る森林の多面的機能の発揮を推進する。

3 また、人間の生活圏へのクマなどの侵入を防ぐ心理的障壁とするため、既存の事業等を
4 活用しつつ、人間と野生獣全般の生活域の境界である林縁部の整備を行い、隠れ場のない
5 緩衝地帯を設けるよう努める。

7 8-5 生息域の連続性の確保

8 クマの遺伝的多様性を確保するため、生息域の連続性の維持、回復に努める。

9 このため、道路の建設等により生息域の分断が懸念される場合は、生物環境アドバイザー
10 制度や環境アセスメント制度対象事業にあっては同制度等を活用し、高架橋で通過する
11 構造（オーバースパス）、地下道で通過する構造（アンダーパス）の設置や植生被覆等によ
12 り、生息域の連続性に留意する。

14 8-6 関係府県等との連携・協力

15 移動能力が高く、行動圏の広いクマの保護または管理は、地域個体群が属している関係
16 府県等が協議して整合性のあるものとする必要がある。特に滋賀県においては、県
17 土の中心部分に琵琶湖を有し、クマの生息域である山域面積が狭いという地理的特徴を持
18 つ。このため、県内に生息しているクマの大部分は、頻繁に近隣府県境を越えて移動して
19 いるものと考えられ、滋賀県単独で保護または管理を進めることは難しい。加えて、白
20 山・奥美濃地域個体群および北近畿東部地域個体群は全体として生息数が増加傾向にあ
21 る。こうした状況から、個体群間の中継地点となっている滋賀県および福井県を除き、両
22 個体群が分布する関係府県は全て第一種特定鳥獣保護計画から第二種特定鳥獣管理計画へ
23 と移行している。これらを踏まえ、関係府県および環境省と、情報共有をはじめとした連
24 携・協力を一層図っていく必要がある。

25 白山・奥美濃地域個体群については、白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会などに
26 おいて、関係する富山県・石川県・福井県・岐阜県および環境省と連携・協力しつつ保護
27 または管理を進める。

28 北近畿東部地域個体群については、3府県情報交換会などにおいて、関係する京都府・
29 福井県と連携しつつ保護または管理を進める。

30 その他の地域の個体については、白山・奥美濃地域個体群や北近畿東部地域個体群に属
31 する個体である可能性のほか、紀伊半島の地域個体群に属する個体である可能性もあるこ
32 とから、関係する岐阜県・三重県・京都府・奈良県・和歌山県および環境省との情報共有
33 を行い、動向に注視していくとともに、関係府県で整合性を持った対応を行っていきよ
34 う、連携・協力を進める。

35 狩猟や有害鳥獣捕獲による捕殺個体数等のデータについては、関係府県と緊密に情報交
36 換を行い、必要に応じ各府県の取組について協議し、また本県の施策内容を見直すものと

1 する。

2 また、白山・奥美濃地域個体群および北近畿東部地域個体群の交流を確保するため、生
3 息地および分布の連続性について、近隣府県と協調しつつ保全を図るものとする。

4

5 **9 その他保護のために必要な事項**

6 これまで継続して行ってきたクマに関するモニタリングの結果、滋賀県における生息状
7 況については、一定把握ができてきたものの、推定生息数には大きな幅がある。従って、
8 施策の実効性を高めていくために、今後も継続して必要なモニタリング調査を行い、その
9 結果を様々な関係者や専門家と共有し、科学的評価を行い、必要に応じて計画の修正を図
10 っていく必要がある。

11

12 **9-1 モニタリングの実施**

13 県は市町等関係機関と連携の上、モニタリングを実施し、その結果を保護または管理の
14 方針に反映していく。

15

16 **9-1-1 生息状況**

17 県は、県内に生息するクマの個体数水準、分布等の生息状況について、ヘアトラップ調
18 査、聞き取り調査、捕獲個体情報の収集等により把握するよう努める。

19

20 **9-1-2 被害発生状況**

21 県は市町等関係機関と連携し、毎年、クマの出没、人身被害および林業被害について把
22 握し、取りまとめる。

23 また、人身被害またはこれに準じる事件が発生した場合には、県は市町等関係機関およ
24 び専門家等と連携し、人身被害等の発生原因（出没ルートや誘引等）、発生状況を調査
25 し、再発防止策の検討を行い、専門家らで構成する滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保
26 護計画検討会に報告する。

27

28 **9-1-3 被害防除実施状況**

29 県、市町等の防除実施主体は、テープ巻き等の林業被害の防除の実施状況について、実
30 施数量、実施場所等を毎年取りまとめる。

31

32 **9-1-4 捕獲状況**

33 許可捕獲を実施した場合、許可を受けた者は、捕獲日時・捕獲場所・性別・年齢・写
34 真・処理の方法を1頭ずつ記録し、速やかに県に報告する。

35 この報告を受け、県は、有害鳥獣捕獲による捕獲頭数を、移動放獣および殺処分別に取
36 りまとめる。また、毎年、狩猟による捕獲頭数を取りまとめる。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

9-1-5 堅果類の豊凶状況調査とその情報の発信

県は、クマの出没予測に資するため、毎年堅果類の豊凶調査を実施し、クマの大量出没の危険性があると判断された年には、可能な限り早期にその情報を発信し、広く注意喚起を行う。

9-2 計画の実施体制

9-2-1 実施体制の整備について

本計画に基づく施策の実施に当たっては、県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める。

県は、保護および管理の方針を定め、狩猟および許可捕獲により、総捕獲数管理を行う。また、狩猟者団体を通じて、狩猟の適正化および錯誤捕獲の防止を促進するとともに、経験や技術が必要となるクマの捕獲従事者の育成に努めるものとする。

県は森林組合や市町等関係機関とともに林業被害防除の実施や生息環境の保全・整備等を行う。

県は市町や警察等関係機関と連携して、人身被害の未然予防および人身被害が発生した場合の危機対応(住居集合地における銃を用いた捕獲等を除く)を担うものとする。

県は、市町からの相談を受けた場合、人身被害または生活環境被害等が生じ得ると判断した場合、技術的助言に当たり、専門家の派遣や必要な情報提供を行う。

また、県は、専門家らで構成する滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画検討会を設置し、本計画の施策の実施や見直しのために必要な事項について意見を聴くこととする。

9-2-2 合意形成について

特定計画の実施に当たっては、県および市町が連携して、計画内容やモニタリング結果等の情報公開に努め、林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図る。

9-2-3 計画の見直しについて

本計画に定めた施策の実施状況等を踏まえ、県は、本計画について、原則として2027年度(令和9年度)に見直しを行うこととする。

また、状況の変化や新たな知見の収集により、計画の内容を見直すことが必要となった場合は、上記の期間にかかわらず、本計画を見直すこととする。

1 10 参考文献

- 2 ● Ishibashi Y, Saitoh T (2004). Phylogenetic relationships among fragmented
3 Asian black bear (*Ursus thibetanus*) populations in western Japan. *Conserv*
4 *Genet* 5: 311-323.
- 5 ● Ohnichi N, Ishibashi Y, Tamate HB and Oi T (2009). The influence of climatic
6 oscillations during the Quaternary Era on the genetic structure of Asian
7 black bears in Japan. *Heredity* 102: 579-589.
- 8 ● Kitamura F, Ohnichi N (2011). Characteristics of Asian black bears stripping
9 bark from coniferous trees. *Acta Theriologica* 56: 267-273.

10